

第2章 調査事例

第1節 富山県砺波市A地区

1. 富山県と砺波市の水田農業

(1) 富山県の水田農業の特徴

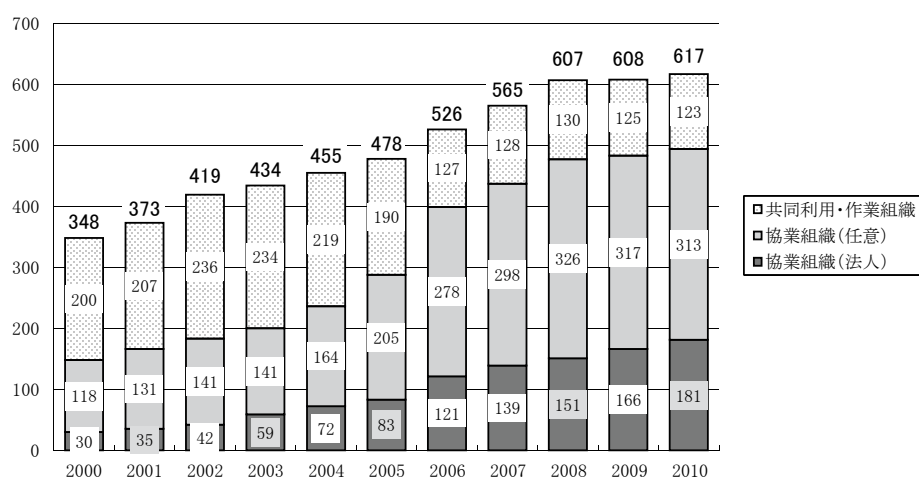
富山県の水田農業は、富山湾に注ぐ急流河川群が形成する広い扇状地の上に造成された水田が中心であり、冬期間の積雪の多さと積雪期間の長さ（平野部で90日）による水田裏作作物の導入の困難性等から、古くより水田単作地帯として栄え⁽¹⁾、2009年においても農業産出額の71%を米が占めている（全国平均は22%）。水田率は96%（2010年）、圃場整備率（標準区画30a区画以上の割合）は82.4%（2006年）であり、それぞれ全国平均を大きく上回っている（それぞれ、全国平均は54%、60.5%）。

水田農業の基幹作物としては、作付面積が39,500ha（2009年産）の米に、生産調整作物として、大豆が5,080ha、六条大麦が2,990haで続いている（近年大豆の作付面積は減少傾向にあり、六条大麦は増加傾向にある）。

また、富山県では、工業化の進展、県内の交通の利便性から農家の兼業化が進み、第2種兼業農家率が83%（2010年）と全国平均の38%を大きく上回っている（後掲第Ⅱ-1-1表）。そうした中、富山県では1976年の「豊かな村づくりパイロット事業」以降、兼業農家による集落ぐるみ型の集落営農の組織化が進められた。他方で、1戸1法人や数戸からなる受託組織が発展した「大規模企業法人」も水田農業の担い手として位置づけられているのも富山県の特徴である⁽²⁾。

富山県が把握する集落営農組織の数は、安定的に増加し、経営所得安定対策の導入により2005年の478組織から2006年の526組織へ10%程度増加したが、2008年以降は頭打ちとなっており、2010年は617組織となっている（第Ⅰ-1-1図）。

集落営農実態調査による集落営農数は、2005年に837組織から2007年に868組織へ増加した後2011年に765組織に減少している。ただしそのうち戸別所得補償モデル対策への加入組織（調査は2011年2月1日）は593組織であり、県が把握する先の組織数に近い。集落営農組織の制度への加入の変化をみると、農林水産省経営局の調べでは、2009年産に経営所得安定対策に加入していた任意組織の集落営農組織は352組織、2010年産にモデル対策に加入していたものは421組織で、69組織増加している⁽³⁾（農林水産省統計部の集落営農実態調査によると、前者は520組織、後者593組織で、73組織増加している）。しかしモデル対策の実施の前後で集落営農組織の総数には大きな変化が見られないことから、この加入数の増加は、経営所得安定対策の規模要件等を満たしていなかった組織や水稲作に組織



第Ⅱ-1-1図 富山県における集落営農組織の推移

資料: 富山県農業経営課調べ

で取り組んでいるが生産調整を麦・大豆ではなくソバ、野菜等で対応してきた組織が加入してきたケースが多いと考えられる。その結果、県が把握する集落営農組織のほとんどが制度に加入することとなったものと考えられる。

同県の集落営農組織の法人化率は集落営農実態調査によると2011年2月時点で765組織中191組織（25%）と全国平均の16%を9ポイント上回っている。法人の集落営農組織は近年、年率10%前後で増加し、法人化が進展している。県単事業に法人化要件を課したこともあって、こうした法人化の進展が促されている側面もある。

他方、同県による調査では、転作法人、1戸1法人、複数戸法人の合計（そのほとんどが「大規模企業法人」）は、2010年で126組織となっている。2009年産の経営所得安定対策に加入している集落営農組織⁽⁴⁾と「大規模企業法人」の経営面積が県内の総水田面積に占めるシェアは両者の合計で33%に達している。これに対して個人の認定農業者のシェアは15%にとどまっている。

第Ⅱ-1-1表 富山県における農家数の変化

(単位: 戸、%)

		総農家	自給的農家	販売農家	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	2兼農家率
2000		47,227	7,830	39,397	2,771	2,067	34,559	87.7
2005		39,720	8,257	31,463	3,071	2,395	25,997	82.6
2010		29,634	7,720	21,914	2,024	1,621	18,269	83.4
増減率	00-05	▲ 15.9	5.5	▲ 20.1	10.8	15.9	▲ 24.8	
	00-10	▲ 25.4	▲ 6.5	▲ 30.3	▲ 34.1	▲ 32.3	▲ 29.7	

資料: 農林業センサス。

農林業センサスによって2000年以降の農家数の変化を見ると、総農家の減少が2000年から2005年には16%であったものが2005年から2010年にかけては25%も減少している（第Ⅱ

-1-1表)。2000年～2005年の総農家数減少は、農家の大半を占める第2種兼業農家の減少によるものであり、その多くは離農、一部は経営主が兼業離職による第1種兼業や専業農家、自給的農家への移行と見られる。これに対して2005年～2010年の総農家数減少は、販売農家の各層が30%前後減少していることによる。

2005年～2010年の販売農家の減少を経営耕地面積規模別にみると、5ha以下の農家層、とりわけ2ha以下の小規模層が大幅に減少する一方で、5ha以上の農家層が増加している（第Ⅱ-1-2表）。また30ha以上層でも減少もみられる。こうした変化は、農家以外の事業体とのかかわりで理解できる。

第Ⅱ-1-2表 富山県における経営規模別販売農家数の変化

(単位:戸、%)

	販売 農家	0.5ha 未満	0.5～ 1.0	1.0～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0～ 10.0	10.0～ 20.0	20.0～ 30.0	30.0～ 50.0	50.0～ 100.0	100ha 以上
2005	31,463	5,026	10,616	11,513	2,690	977	383	176	53	25	4	-
2010	21,914	3,241	6,969	7,964	2,119	853	485	204	56	21	2	-
増減数	▲ 9,549	▲ 1,785	▲ 3,647	▲ 3,549	▲ 571	▲ 124	102	28	3	▲ 4	▲ 2	-
増減率	▲ 30.3	▲ 35.5	▲ 34.4	▲ 30.8	▲ 21.2	▲ 12.7	26.6	15.9	5.7	▲ 16.0	▲ 50.0	-

資料:農林業センサス

農家以外の農業事業体（販売目的）の変化をみると、1990年代は法人を半数程度に一定数あったが、2000年以降に事業体数が増加し、2005年から2010年には529事業体から749事業体へと220事業体（42%）増加している（第Ⅱ-1-3表）。そのうち法人が149事業体（89%）増加し、特に農事組合法人が2.1倍に増加している。富山県が把握する集落営農組織の数が617組織、「大規模企業法人」が126組織、合計743組織であるので、それらが農家以外の事業体として把握されている。

第Ⅱ-1-3表 販売目的の農家以外の農業事業体数の変化

(単位:事業体、%)

	農家以外の 農業事業体 計	非法人	法人	農事組合	会社	各種	その他	法人割合
				法人		団体	の法人	
1990	135	61	74	50	22	1	1	54.8
1995	170	90	80	50	28	1	1	47.1
2000	336	232	104	56	44	1	3	31.0
2005	529	361	168	95	69	1	3	31.8
2010	749	432	317	200	108	4	5	42.3
05～10	増減数	220	71	149	105	39	2	
	増減率	41.6	19.7	88.7	110.5	56.5	66.7	

資料:農林業センサス

注. 非法人には地方公共団体・財産区1組織を含む。

販売農家と農家以外の農業事業体（販売目的）の経営耕地面積をみると、2005年から2010年にかけて販売農家の経営耕地面積が4万3千haから3万4千haへ9千ha減少する一方で、農

家以外の農業事業体の経営耕地面積が1万1千haから1万9千haへ8千ha増加し、前者の減少面積と後者の増加面積がほぼ拮抗している（第Ⅱ-1-4表）。販売農家の経営耕地の減少のうち、借地の減少はわずかで、その多くは自作地の減少であり、他方で農家以外事業体の経営耕地の増加の多くは借地の増加である。先述した小規模層を中心として減少した農家が集落営農組織へ加入することで土地持ち非農家となり、その経営耕地は組織への貸付地と把握される、あるいは離農して「大規模企業法人」等へ貸付けたことによって、この間の変化が説明できると思われる。その結果、農家以外の農業事業体のシェアは、経営耕地で36%、借地では62%にまで至っている。

第Ⅱ-1-4表 富山県における経営耕地および借地面積の変化

(単位:ha、%)

	販売農家		農家以外農業事業体		合計		農家以外のシェア	
	経営耕地	うち借地	経営耕地	うち借地	経営耕地	うち借地	経営耕地	うち借地
2005	43,141	11,034	10,614	10,174	53,755	21,208	19.7	48.0
2010	34,104	10,618	18,905	17,447	53,009	28,065	35.7	62.2
増減面積	▲ 9,037	▲ 416	8,291	7,273	▲ 746	6,857		

資料:農林業センサス。

農家以外の農業事業体の経営耕地面積規模をみると、10ha以下の事業体で減少がみられる一方で、10ha以上の事業体が増加し、2010年には20ha以上の事業体が57%、50ha以上の事業体が10%になっている（第Ⅱ-1-5表）。前掲第Ⅱ-1-2表で30ha以上の農家が減少したことを見たが、それらは農家以外の事業体としてここに表示されているものと考えられる。

第Ⅱ-1-5表 富山県における経営規模別農家以外の農業事業体の変化

(単位:戸、%)

	農家以外事業体計	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0～100.0	100ha以上
2005	529	36	10	18	10	35	94	124	83	80	34	5
2010	749	41	16	15	18	21	67	142	194	163	64	8
	(100.0)	(5.5)	(2.1)	(2.0)	(2.4)	(2.8)	(8.9)	(19.0)	(25.9)	(21.8)	(8.5)	(1.1)
増減数	220	5	6	▲ 3	8	▲ 14	▲ 27	18	111	83	30	3
増減率	41.6	13.9	60.0	▲ 16.7	80.0	▲ 40.0	▲ 28.7	14.5	133.7	103.8	88.2	60.0

資料:農林業センサス

注. () 内は2010年における農家以外の農業事業体の規模別構成割合

ヒアリングによると集落営農組織と「大規模企業法人」には以下のような特徴がある。集落営農組織は、米価の下落もあって、近年は、複合部門導入の必要性を感じている組織が増加しているが、構成員が兼業従事のため平日に営農できないことが制約となっている組織も少なくない。例えば、高岡市のある地区では6集落営農組織が立ち上げられているが、そのうちの2組織で、近年、野菜を導入し複合化を進めているが、他の4組織では進展がない。

「大規模企業法人」は、50haを超える組織も珍しくなく、100haを超える組織も散見される。こうした法人の幾つかは、新規就農の受け皿となっていて、雇用者への周年での給与支払いのため、複合部門の導入にも積極的である。例えば、入善町では、この2年間で8人の新規就農者がいるが、そのうちの5人は、5つの「大規模企業法人」へ1人ずつ就職したものであり、この5法人は全て経営規模30ha以上の土地利用型経営で、園芸部門も導入している。

集落営農組織と「大規模企業法人」の立地状況は、平地農業地域では、「大規模企業法人」が立地しない集落に集落営農組織が設立されるケースが多い一方で、どちらも立地しない集落も散見される⁽⁵⁾。そうした集落では集落営農組織の立ち上げを促すことも重要であるが、しかし「大規模企業法人」が、これまでも積極的に立地集落外の農地を引き受けてきており、今後の規模拡大を考えると、彼らが受け皿となることが期待される集落では集落営農組織を立ち上げる必要がないケースもかなり多くあると考えられる。他方で、中山間地域では、農地の受け手が不足しており、こうした地域では集落営農組織の立ち上げが必要な状況となっている⁽⁶⁾。

(2) 砺波市の水田農業および担い手の動向

砺波市は、富山県西部に位置し（第Ⅱ-1-2図）、庄川の堆積により形成された扇状地砺波平野の中央部にある。2004年の旧庄川町との合併を経て、総面積は126.96平方キロメートル、総人口は4万9千人（2011年8月時点）となり、近年、安定的に推移している。交通網は、JR砺波駅が市の中心部にあるほか、国道が南北と東西に2本走っており、前者は高岡市と岐阜市、後者は富山市と金沢市に至っており、富山市や高岡市への通勤条件に恵まれた立地である⁽⁷⁾。

砺波市の農地の多くは砺波平野の平地農業地帯であるが、東南部には旧庄川町を中心に中山間地帯が形成されている。砺波市の総農地面積は4,870ha（2007年）で、そのほとんど（99%）が水田であり、砺波市は、富山県で典型的な水田単作地帯である。また、砺波平野は日本最大の散居村地帯⁽⁸⁾であり、220平方キロメートルに7,000戸程度が散らばりつつ、これまで屋敷まわりの農地で営農が行われてきた。

農業産出額は約65億円（2006年）



第Ⅱ-1-2図 富山県における砺波市の位置

資料：農林水産省「わがマチ・わがムラ」（<http://www.machimura.maff.go.jp/machi/map2/16/208/>）

であるが、このうち米が占める割合は82%であり、米中心の県平均よりさらに11ポイント高くなっている。富山県は全国の水稲種子生産の6割を占め（全国トップ）、さらに県全体の生産量の6割を砺波市が占めている⁽⁹⁾。

米以外の作物は大豆、大麦のほか、チューリップ（球根と切花）、水稲種子（種もみ）、白ねぎ、里芋等がある。水稲の種子生産は、砺波市南部の中野地区種田（たねだ）や旧庄川町を中心に、機械の共同利用により行われている。大麦の生産は辛うじて増加傾向を維持しているものの、大豆の生産は2009年度に減少に転じ、その後も在庫増、価格低下の影響で減少傾向が続いている。園芸作物の生産は全般的に低迷しているが、チューリップは、この地に90年の歴史を持つ特産品であり、毎年5月には大規模なフェアが開催され、地域の農業を特徴づけている。

小面積経営の農家は通勤条件の良好さの下で、第2種兼業農家を中心とする兼業農家が農家の大きなシェアを占めてきた。他方、近年、大規模法人を中心に借地型の経営が展開し、約2千ha強の農地が流動化し、2009年の利用権設定率は43%に達している。

2010年農林業センサスによる総農家数は2,037戸、うち販売農家は1,642戸である。専業農家は162戸にとどまり、総農家の67%を第2種兼業農家が占めている（第Ⅱ-1-6表）。しかし2005年から2010年に、第2種兼業農家数が31%減少したため、総農家数が26%減少するとともに、第2種兼業農家の割合が72%から67%に低下している。

第Ⅱ-1-6表 砺波市における農家数の変化

(単位:戸、%)

	総農家	自給的農家	販売農家	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	2兼農家率
2000	2,827	278	2,549	136	110	2,303	81.5
2005	2,749	441	2,308	133	202	1,973	71.8
2010	2,037	395	1,642	162	118	1,362	66.9
増減率							
00-05	▲ 2.8	58.6	▲ 9.5	▲ 2.2	83.6	▲ 14.3	
00-10	▲ 25.9	▲ 10.4	▲ 28.9	21.8	▲ 41.6	▲ 31.0	

資料:農林業センサス

農家以外の農業事業体は、2005年に40事業体が存在していたが、2010年には64事業体へと、24事業体の増加が見られる（第Ⅱ-1-7表）。82の組織経営体のうち非法人が41経営体、法人が41経営体ある。

第Ⅱ-1-7表 砺波市における販売農家以外の農業経営体数の変化

(単位:戸、%)

	農業経営体	販売農家	組織経営体	農家以外の農業事業体	農業サービス事業体	非法人の組織経営体	法人の農業経営体	販売農家	販売農家以外	農事組合法人	会社	各種団体	その他の法人
2005	2,360	2,308	52	40	12	28	28	4	24	9	14	4	1
2010	1,724	1,642	82	64	18	41	42	1	41	17	19	6	0
増減数	▲ 636	▲ 666	30	24	6	13	14	▲ 3	17	8	5	2	▲ 1

資料:農林業センサス。

注. 2005年の農家以外の農業事業体数＝農産物を販売した農業経営体数－農産物を販売した販売農家数。

販売農家と農家以外の農業事業体の経営耕地面積の変化をみると、2005年から2010年にかけて、販売農家の経営耕地が722ha減少した一方、農家以外の農業事業体のそれが753ha増加しており、両者を合計した経営面積は、31haの増加となっている（第Ⅱ-1-8表）。経営耕地の変化は富山県全体の動きと同様に、この間における販売農家の経営面積の減少は、農家以外の農業事業体へ移動したものである。第2種兼業農家を中心とする農家数の減少の多くは、集落営農組織への農家の加入、もしくは大規模法人等への農地の貸付によって説明されるものと思われる。その結果、農家以外の農業事業体の経営耕地に占めるシェアは39%、借地に占めるそれは65%に至っている。

第Ⅱ-1-8表 砺波市における経営耕地および借地面積の変化

(単位:ha、%)

	農業経営体		販売農家		農家以外の事業体		販売農家以外のシェア	
	経営耕地	うち借地	経営耕地	うち借地	経営耕地	うち借地	経営耕地	うち借地
2005	4,572	2,263	3,513	1,235	1,059	1,058	23.2	46.8
2010	4,603	2,780	2,791	983	1,812	1,802	39.4	64.8
増減面積	31	517	▲ 722	▲ 252	753	744		

資料:農林業センサス。

砺波市の資料によると市内には、2010年度現在、「大規模企業法人」が22法人ある（第Ⅱ-1-9表）。個別経営が発展して法人化したものが5法人、数戸からなる受託組織が発展した法人が17法人ある。砺波市では、高齢化と兼業進化による離農の進行に伴い、作業委託に替わって利用権設定によりこうした法人への農地の集積が進み、担い手の大規模化が進展した。富山県における経営面積100ha以上の「大規模企業法人」は8法人あるが、そのうち3法人が砺波市内にある。

第Ⅱ-1-9表 砺波市における大規模企業法人と集落営農組織

(単位:組織)

年度		2006	2007	2008	2009	2010
大規模企業法人	個別経営	3	3	3	5	5
	受託組織	16	17	17	17	17
	小計	19	20	20	22	22
集落営農組織	共同作業、共同利用組織	0	1	2	3	3
	協業組織	11	27	28	31	33
	うち任意組織	6	20	19	19	19
	うち法人組織	5	7	9	12	14
	小計	11	28	30	34	36
合計		30	48	50	56	58

資料:富山県砺波市調べ

砺波市の集落営農組織は、当初、大豆を中心とする転作組合が設立され、大豆作業を受託していたが、その後、ほとんどの転作組合が米を経営に取り込むようになり、広島県が

規定する「集落営農組織」へ再編された⁽¹⁰⁾。現在、砺波市内にある転作組合は、2組織のみである。市内では機械作業の集落営農組織への委託も僅かにあるが、生産調整作物である麦・大豆の作業受託がほとんどであり、水稻の作業受託は少ない。

米を取り込んだ「集落営農組織」は、経営所得安定対策導入を契機に、2006年度から2007年度に11組織から28組織へと大きく増加し、2010年度には36組織となっている。このうち共同作業組織・共同利用組織は3組織、協業組織が33組織である。共同作業組織・共同利用組織はすべて任意組織であるが、協業組織のうち14組織は法人化している。法人化率は全体で39%で、富山県全体の29%（前掲第Ⅱ-1-1図）より10ポイント高くなっている（集落営農実態調査のデータでは、砺波市の集落営農組織数は50組織、うち法人は16で、法人化率は32%であり、富山県平均の25%より7ポイント高い）。米を取り込んだ「集落営農組織」に対して県は各農家の機械を処分してもらうよう指導し、各組織は県単事業を活用して、トラクタ、田植機、コンバインを2セット所有するケースが多い。県単事業に法人化要件を課したことがそうした法人化の進展を促した側面もある。

認定農業者数は、2010年9月末現在で127人、うち稲作単一経営が46人、稲作＋雑穀・いも類・豆類の準単一経営が40人となっており、園芸作物等との複合経営は8人と少ない。

（吉田 行郷）

注(1) 富山県農業の特徴と発展状況については、小林〔3〕を参照。

(2) 富山県では、1戸1法人、2～5戸からなる受託組織が法人化・大規模化した組織を「大規模企業法人」と称し、法人化した集落営農組織と区別している。富山県における大規模企業法人の展開の特徴については、吉田〔8〕を参照。

(3) 富山県では「集落営農」と「集落営農組織」とを区別し、集落営農は「集落（町内または生産組合）の農業者の総意に基づき、集落の実情に応じた営農を計画し、経営体を核としながら地域ぐるみの効率的で生産性の高い営農体制づくり」であり、集落営農組織は「集落を範囲とし、水稻の基幹3作業（耕起・代掻き、田植、収穫）について、80%以上を行う生産組織」であるとそれぞれ定義している。したがって集落営農組織とは集落を基礎としつつ水稻作業を行う組織であり、麦大豆等の転作作業を中心とする組織は含めていない。また集落営農組織について、資本、労働、農地の3要素について組織と構成員とのどちらが意思決定権を持っているかによって、機械施設を所有（資本の意思決定）する組織を「共同利用組織」、実作業の計画を実施（労働まで意思決定）する組織を「共同作業組織」、出荷名義を持つ（農地を意思決定する）組織を「協業経営組織」と分類している。（池田〔1〕 pp.81～82）。

(4) 平成23年産の本格実施では419組織へと2組織減少している。

(5) 平成22年12月に農林水産政策研究所が砺波市、高岡市、入善町から聞き取った結果による。

(6) 注(5)に同じ。

(7) 砺波市農業の特徴と発展状況については、小林〔3〕、倉内〔2〕を参照。

(8) 散居村（散村）は、広大な耕地の中に民家（孤立荘宅ともいう）が散らばって点在する集落形態で、集村と対比して語られることが多い。また、砺波平野の散居村では、「アズマダチ」と呼ばれる伝統的家屋が多く見られ、屋敷林（カイニョと呼ばれる）に囲まれて、独特の景観を形成している（となみ野田園空間博物館推進協議会〔5〕）。散居村では、扇状地を開拓（開田）

した農民が自らの開拓地の中央に居住することで、散居形態が拡大するとともに、屋敷まわりに耕地が集積しているという特徴がある。

- (9) 砺波市内で、このように種子生産が盛んになった背景には、①強風の地域庄川扇状地の砂質土壌で水はけが良く、「庄川おろし」と呼ばれる朝夕の露切り風が稲の生育に好影響を与え、病害虫被害が少なく、粒が大きく良く熟した質の良い種もみとなること、②庄川の水がきれいであること、③「越中の葉売り」の時代から他県との繋がりが強く、積極的に需要対応してきたこと等が挙げられている（砺波市での聞き取り）。
- (10) 注(3)で述べたように、富山県では水稻作業を行う組織を「集落営農組織」と規定している。

【参考文献】

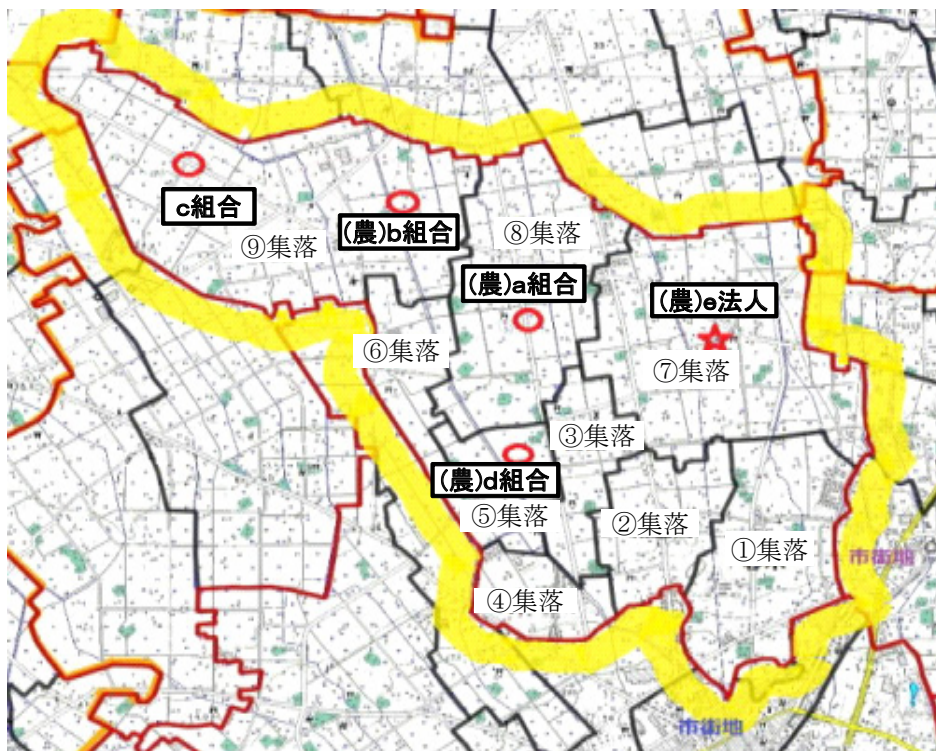
- [1] 池田太（2009）「水田経営所得安定対策への移行と集落営農組織の経営－富山県における経営状況と経営上の重要管理点－」、農林水産政策研究所『水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織等の動向と今後の課題』、pp.81-88。
- [2] 倉内宗一（1990）「砺波農業構造の現状と方向」、農政調査委員会『水田地帯での構造変動と担い手－農家、農事組合法人、有限会社－』、pp.111-140。
- [3] 小林哲郎（1985）「富山・砺波平野の農業と経営展開」、臼井晋編著『兼業稲作からの脱却』日本経済評論社、pp.196-237。
- [4] 田代洋一（2006）『集落営農と農業生産法人』筑波書房。
- [5] となみ野田園空間博物館推進協議会（発行年不明）「となみ野散居村展望スポットMAP」。
- [6] 仁平恒夫・迫田登稔（1999）「基盤整備の推進と営農改善計画策定に向けて」、北陸農業試験場『北陸農試農業経営研究資料』54、pp.1-75。
- [7] 農林水産政策研究所（2011）「近年の農業構造変化の特徴と地域性に関する研究成果報告」
- [8] 吉田俊幸（1990）「砺波地域での企業的経営の展開とその特徴」、農政調査委員会『水田地帯での構造変動と担い手－農家、農事組合法人、有限会社－』pp.141-162。

2. 砺波市A地区における農業構造の現状

（1）農家構成と農地流動化の現状

調査対象であるA地区は、砺波市の中心市街地からほど近い北部に位置しており（第Ⅱ-1-3図参照）、後述するように市街地近接部を中心に非農家住民との混住化が進んでいる。しかし、市街地隣接部を除いて水田基盤整備が行われており、広々とした水田が整然と展開し、水田の中に家屋敷が点々とする当地域独特な散居集落がみられる。特に、市街地から離れた地区の北端に至るほど純農村的な色彩が濃厚となってくる。

ここでは、A地区の農業構造の特徴をその変化を踏まえて整理しながら、農家構成と農地流動化の現状を把握していく。あわせて、地区内の集落の特徴についても整理する。



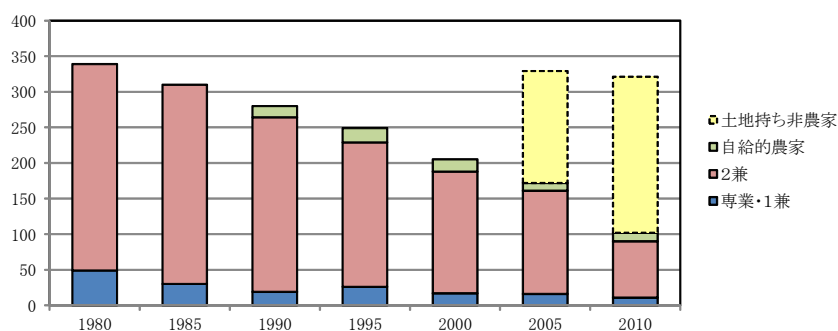
第Ⅱ-1-3図 調査地区と集落

資料：2005年農林業センサス農業集落地図データに加筆。

注：○は集落営農組織，☆は個別農業生産法人の所在地

1) 農業構造の変化－農家激減の経過を中心に－

まず、A地区の農家構成および農地利用主体の変化を農業センサス結果により概観する。第Ⅱ-1-4図に示したように、兼業条件に恵まれた当地にあつて、1980年時点の農家総数339戸のうち86%を占める290戸が第2種兼業農家（うち世帯主が恒常的勤務が181戸）である。第2種兼業がほとんどを占めるという農家構成は、その後も一貫して継続しているが、より注目すべきは農家数の大幅な減少がみられる点である。



第Ⅱ-1-4図 A地区における農家構成の変化

資料：農業センサス各年版。

農家数は1980年時点と比較して、5年ごとに10%前後の減少というペースで進行し、2005年にはほぼ半数の172戸に、2005年以降にはさらに減少ペースが高まって、2010年には102戸（1980年の30%）にまでに減少している。多くの農家が離農しているが、これら元農家は、土地持ち非農家として地域にとどまっている。農家と土地持ち非農家を合わせた戸数は、2005年、2010年にそれぞれ、329戸（うち土地持ち非農家157戸）、321戸（同219戸）であるから、1980年の農家戸数339戸とほぼ同じである。

このように農家数が大幅に減少する中で、その対極に膨大な土地持ち非農家層が形成されている点が、まずもって、A地区の農業構造を特徴づけている。

A地区の農家レベルの農業動向についてより詳細に検討してみる（第Ⅱ-1-10表）。農家が離農する経路として、一般的には販売農家から自給的農家を経て離農する形態が多いと考えられるが、A地区では自給的農家に滞留する農家は少ない。販売農家から一挙に離農に至る傾向が強いとみられる。一方で、離農した農家の耕地面積を借り受けて、規模拡大を図る農家もほとんどいなかった。5ha以上の耕作面積がある農家は、最も多かった2005年でも3戸にとどまっている。

第Ⅱ-1-10表 農家レベルからみた農業動向(A地区)

	1990年	1995	2000	2005	2010	備考 (集計範囲等)
農家数	280	249	205	172	102	
販売農家	264	229	188	161	90	表側のとおり
5ha以上	2	2	1	3	1	
農業従事者数	855	780	711	558	308	
農業就業人口	315	325	284	224	130	販売農家
65歳以上	—	—	166	136	84	
経営耕地面積(ha)	369	343	279	228	129	
水田	369	329	278	226	124	総農家、 ただし斜字は 販売農家
不作付地	7	0	24	14	15	
作付面積(販売目的)(ha)		335	223	193	105	販売農家 (斜字は自給用を含む 収穫面積)
稲		309	199	184	96	
機械 所有台数						
動力田植機	189(43)	177(30)	149	137	77	販売農家 ()は数戸共有の うち数
コンバイン	183(26)	164(12)	137	116	71	
稲作業請け負わせ農家数		91	55	56		1995年は総農家 他は販売農家
稲刈り・脱穀		52	36	31		

こうした状況の下で、農業従事者数、耕地面積のいずれもが、農家の減少と並行して大幅に減少している。農業従事者は1990年の855人から2010年の308人まで減少している。このうち主に農業に従事している者（農業就業人口）が占める割合は4割前後と変わらないものの、農業就業人口に占める65歳以上の割合が増加している（2000年の58%から2010年には65%）。農業従事者の減少と従事者の中心的な担い手の高齢化が並進していることになる。

農家経営耕地面積は、1990年の369haから2010年の129haへと減少している。こうした状況の下で、農家に代わって耕作の主体となったのは、後述するように、この地区で設立された集落営農組織等の農家以外の事業体である。ただし、集落営農組織等が本格的に展開

するのは、2000年以降、とりわけ2005年以降のことであり、それまでは農家による以下のような対応があったと考えられる。

農家は農外就業に軸足を置きながら、稲作を続けて来たものの、1990年の段階では、農業機械を個別に所有して耕作することが困難な状況となっていた。1990年の農家戸数280戸に対して、主要な稲作用機械である動力田植機、コンバインの所有台数は、それぞれ189台、183台、このうち、数戸共有が43台、26台である。したがって、この時点では、数戸共有の機械による耕作が比較的広く行われ、あわせてこうした機械保有のあり方ともかかわって、農家間での農作業受委託が行われていた。1995年には、なんらかの形で水稻作業を請け負わせている農家の割合は37%、稲刈り・脱穀では21%となっている。表には示していないが、稲刈り・脱穀作業の請け負わせ先を主に農家とする割合は60%である。

当地区の耕地面積のほとんどが水田である。農家レベルでの水田での作付けは1995年に大豆の作付け14haがあった程度で、水稻以外にはまとまった作物は作付けられていない。さらに、2000年以降では、転作率の増加と米価格の低迷とが重なることによって、転作物への対応も十分にできず、水稻作からも離脱せざるを得ない状況が深化した。その結果、不作付地の増加をみるに至った。こうした一連の経過により、農地保全を目指す集落営農組織の設立が強く指向された。

2) 集落営農組織等の設立の効果

2010年の調査時点で、A地区には5戸の共同経営に由来する農業生産法人e法人（1978年設立）が1つあるほか、a組合（1993年設立）、b組合（2005年設立）、c組合（2008年設立）、d組合（2008年設立）の4つの集落営農組織が展開している（各組織の所在地は前掲第Ⅱ-1-3図参照）。集落営農組織のうちc組合が任意組織であるが、ほかの3組織は農事組合法人である。

それぞれの組織の設立の経過や活動内容の詳細は、次節（2）に譲り、ここではそれらを一覧で整理しておく（第Ⅱ-1-11表）。A地区内には大規模法人のe法人と3集落に集落営農組織が4組織（法人3、任意組織1）ある。e法人は1978年に5戸の兼業農家により設立され（現在の農業従事者は3人）、1981年に法人化した94haの雇用型の経営で、水稻・大麦・大豆に加えて野菜を生産している。a組合は、⑧集落内の⑧第1生産組合に1986年に設立された大豆・米の受託組織を前身として、1993年に農事組合法人となった。b組合は、⑨集落内の⑨第1生産組合を中心に1983年に設立された大豆の受託組織を前身に、2005年に米・大豆の任意組織が設立され、2011年1月に法人化された。c組合は、b組合の勧めで、⑨集落内の⑨第4生産組合に2008年に設立された任意組織である。d組合は、⑤集落に2008年に任意組織として設立され、2010年に法人化された。各集落営農組織は、農業機械を保有し、米・麦・大豆さらには野菜を生産している。

第Ⅱ-1-11表 A地区における集落営農組織等の概要

(単位:ha、人、台)

組織名	(農) e法人	(農) a組合	(農) b組合	c組合	(農) d組合
設立年(法人化年)	1978(1981)	1993(1993)	2005(2011)	2008(-)	2008(2010)
ベースの集落 (生産組合)	⑦	⑧ (⑧-1)	⑨ (⑨-1)	⑨ (⑨-4)	⑤
構成員数(うち出役無し)	3	34(6)	21(5)	24(-)	15(-)
集積面積	94	42	50	28	21
作 付 面 積	水稻	61	27	30	19
	大豆	31	13	18	-
	大麦	8	-	-	8
	その他	ハウス野菜1	タマネギ0.4、 ハウス野菜0.12	タマネギ2	-
農 業 用 機 械 台 数	トラクタ	4	4	6	2
	田植機	8条×2	8条×2	8条×2	6条×1、8条×1
	自脱型コンバイン	6条×3	5条×2	5条×2	3条×1、5条×2
	大豆コンバイン	3	2	2(リース)	1
オ ペ レ ー タ 数	20歳代	-	-	-	-
	30歳代	2(0)	2(0)	1(0)	2(2)
	40歳代	3(3)	6(0)	5(0)	1(0)
	50歳代	1(1)	5(0)	2(0)	5(5)
	60歳代	2(0)	3(3)	9(0)	10(10)
	70歳代	2(0)	-	-	-
	計	10(4)	16(3)	17(0)	18(15)

出所:実態調査結果による。

注1)ベースの集落の()内は、生産組合を示す。

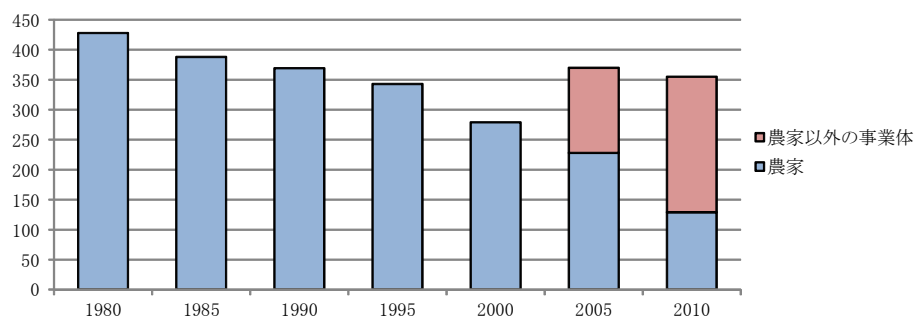
2)オペレータの()内は年間30日以上従事者数。

3)集積面積は調査時点、作付面積は2008年であるので、作付面積の合計が集積面積に一致しない。

つづいて、これら組織の設立が地区全体の農地利用や作物生産にどのような影響を与えているのかを検討する。

第Ⅱ-1-5図にA地区における経営耕地面積の変化を農家および農家以外の事業体別に示した。農家以外の事業体の耕地面積は2005年以降しか公表されていないが、前述のように2000年までには2つの集落営農組織等が設立されており、2000年段階でも農家以外の事業体による経営面積が一定程度あったとみられる。その後、農家以外の事業体の経営耕地面

第Ⅱ-1-5図 A地区における経営耕地面積の変化



資料: 農業センサス各年版。

積は、2005年に142ha、2010年には226haまで増加しており、地区全体の経営面積に占める割合は、それぞれ、38%、64%となっている。2010年段階では、地区のほぼ2/3を農家以外の事業体による耕作が担うまでになっている。

この結果、農家と農家以外の事業体をあわせた耕地面積は、2010年には357haで、1990年時点の農家耕地面積367haとほぼ同じ水準を維持している。農家以外の事業体による農地保全効果は極めて大きかったといえることができる。

さらに、注目すべきは、農家以外の事業体は、転作を一手に引き受けている点である。第Ⅱ-1-12表に示したように、2010年には販売農家による水田での稲以外の作付けはほとんど無いのに対して、農家以外の事業体では80haを作付けており、大豆、大麦ほかタマネギ等の野菜作にも取り組んでいる。また、販売農家では水田の不作付け地が15haあるのに対して、農家以外の事業体では不作付け地が皆無という状況である。

第Ⅱ-1-12表 農家、農家以外の事業体別にみた耕地面積・作付面積(A地区、2010年)

	経営体区分	経営体数	経営耕地面積(ha)		田の作付面積等(ha)		
				田	稲作作付	稲以外作付	不作付け地
実数	計	95	355	349	254	81	15
	販売農家	90	129	124	101	0	15
	農家以外の事業体	5	226	225	153	80	0
割合 (%)	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	販売農家	94.7	36.4	35.6	39.8	0.6	100.0
	農家以外の事業体	5.3	63.6	64.4	60.2	99.4	0.0

資料:2010農業センサス

3) 各集落の特徴－土地利用のあり方を中心に－

前述のようにA地区は市街地周辺部とそれ以外の地区からなり、こうした立地条件によって集落の性格も異なっている。A地区には9つの農業集落（農業センサス区分）があるが、このうちJR駅の周辺に形成された市街地までの距離がほぼ2km以内と歩いて行くことが容易な5集落（①，②，③，④，⑤）とそれ以外の4集落（⑥，⑦，⑧，⑨）からなっている。両者の違いを2000年農業センサス集落カードにより示したのが第Ⅱ-1-13表である。

前者は、市街地周辺に位置していることから、農家率が11%と非農家との混住化が著しく進み、①，④といった30a未満区画の水田が大半を占める集落が含まれるとともに、1戸当たりの耕地面積も総じて小さい。これに対して、後者は、農家率が37%と比較的高く、水田は全て30a以上の区画に整備されており、1戸当たりの耕地面積も大きい（特にA地区の西北端に位置する⑨集落は170aと地区最大）。

もっとも耕地面積については、既にこの段階でもA地区の耕地面積（属地ベース）401haのうち、地区内農家の耕地面積278haに対して69%をカバーするにとどまっている。特に、⑧集落の場合は、集落営農組織が設立(1993年)されていることから、農家のカバー率は26%と低い。その後、こうした農家以外の事業体による農地利用が拡大していくことになる。

第Ⅱ-1-13表 農業集落の特徴(A地区)

集落区分等					主要集落データ（2000年）						
					農家数等		経営耕地				
市街地からの距離	大字	農業集落（農業センサス区分）	生産組合数	農家戸数	総世帯数に占める農家の割合	水田30a以上区画面積割合	集落の耕地面積（属地）（C）	農家の耕地面積（D）	（D）/（C）×100	農家1戸当たり耕地面積	
				（戸）	（%）	（%）	（ha）	（ha）	（%）	（a）	
計			16	205	21.4	89.8	401	278	69.4	136	
2km以内（A）	④	①	2	28	9.4	8.8	34	23	68.7	83	
		②	1	8	9.9	100.0	20	10	50.0	125	
		③	1	9	28.1	100.0	18	12	69.0	138	
		④	1	10	7.7	41.2	17	15	89.9	153	
		⑤	1	15	30.0	100.0	27	20	73.6	133	
2km以上（B）		⑥	1	12	85.7	100.0	19	17	89.2	141	
		⑦	3	46	30.9	100.0	86	62	71.8	134	
		⑧	2	17	18.7	100.0	64	17	26.0	98	
		⑨	4	60	52.6	100.0	116	102	87.8	170	
（A）			6	70	11.8	64.7	116	81	69.8	116	
（B）			10	135	36.7	100.0	285	197	69.2	146	

資料:2000年農業センサス(集落カード)および現地調査により作成。

ところで、前掲第Ⅱ-1-13表に示した農業集落が自治会の単位でもあり、それぞれに神社をもっている。一方で、農協活動にかかわる情報伝達や意見集約等を図る基礎単位である生産組合については、おおむね耕地面積25haの規模で1つを置いており、耕地面積の大きな集落は、複数の生産組合を置いている。①集落が2つ(①-1, ①-2), ⑦集落が3つ(⑦-α, ⑦-β, ⑦-γ), ⑧集落が2つ(⑧-1, ⑧-2), ⑨集落が4つ(⑨-1~⑨-4)である。一方で、集落と大字の関係については、市街地に近い大字である大字④のみが、5つの農業集落(②, ③, ④, ⑤, ⑥)に分かれているほかは、それぞれ大字が1つの集落に対応している。⁽¹⁾

集落にかかわる情報について、1990年農業センサス結果から若干の補足をすれば、以下のようになる。全ての集落で全戸出役による農道および農業用排水路を管理している。また、集落外からの入り作があるのは8集落におよび、2割以上の耕地が入り作となっている集落が4つである。集落として共同作業が行われている点ではまとまりがよいが、耕地利用については、当地区が散居集落制をとっていることとも関連して、従来から入り作が多くみられるのが特徴である。

最後に、現地調査結果に基づき、2010年時点における集落別、経営主体別にみた経営耕地の実態をみてみよう。第Ⅱ-1-14表は、集落と経営主体(集落営農組織、個別農家等)とをクロスさせて、それぞれの経営耕地面積を示したものである。

集落営農組織等が展開しているのは、主に市街地から離れた集落である。市街地から離れた4集落のうち3集落に4組織が設立されている(⑨集落には2つの集落営農組織が展開)。

第Ⅱ-1-14表 集落別・経営主体別にみた経営耕地面積(A地区, 2010年)

(単位:ha)

農業集落 (農業センサス 区分)	計 (A)	各経営主体別の経営耕作面積(ha)							A地区 以外 からの 入り作	集積率 (B/A) (%)
		小計 (B)	A地区内の集落営農組織等（設立年）					個別 農家等		
			(農) e法人 (1978)	(農) a組合 (1993)	(農) b組合 (2005)	c組合 (2008)	(農) d組合 (2008)			
計(地区内)	380	222	82	42	50	28	21	16～130	29～43	58.5
①	28	6	5	1				18	5	21.4
②	16	1	1					11	4	6.3
③	17	3	3					14		17.6
④	16	3	2				1	13		18.8
⑤	25	24	4				20	1		96.0
⑥	18	1	1					17		4.4
⑦	84	50	50					34		59.5
⑧	64	53	12	41				11		82.8
⑨	112	82	4		50	28		38	20	72.8
地区外への出作	12	12	12	-	-	-	-			
現在	…	235	94	42	50	28	21			
当面の見込み	…	247～252	100	42	50	30	25～30			
耕作可能面積	…	335～	120～	50	100	35	30～			

資料: 農林水産政策研究所調べ。

注: 計(A)は属地面積、「地区外からの入り作」は把握できた一部集落のみ、「個別農家等」は残差により求めた。

1978年と最も早く設立された⑦集落を拠点とするe法人(個別農業生産法人)が、⑦集落を中心としながらも、広く市街地周辺部の集落やA地区外を含めた耕作を行っている。これに続き、⑧集落を拠点とするa組合(1993年設立)および⑨集落を拠点とするb組合(2005年設立)・c組合(2008年設立)が設立され、これらの組織の活動範囲は主に集落内となっている。こうして集落営農組織が無い⑥集落を除き、それぞれの集落では、経営耕地の60~80%程度が集落営農組織等によって担われている。

これに対して、市街地周辺地域では、⑤集落でd組合が2008年に設立され、同組織が集落内のほとんどの農地を引き受けている。しかしそれ以外の4集落は集落営農組織が無く、e法人がそれぞれの集落の一部を引き受けているが、同組織による集積率は最大の①集落でも2割程度に過ぎない。残りの農地は、A地区外からの入り作や個別農家等の耕作に依存している(③集落の場合には、3ha規模の個別認定農業者が営農している)。

以上のように、集落営農組織等による活動は、やはり市街地周辺部とそれ以外の地域とによって密度が異なることになる。しかし、いずれにしてもA地区全体で集落営農組織および個別農業生産法人による耕地集積率は6割程度に達しており、これら組織が当地域の営農を支える中心的な経営主体であることが確認できる。

こうしたことを前提に、当地区における今後の農業展開の方向を考える場合、問題となるのは集落営農組織等の中での農地利用をめぐる競合が生じる恐れがある点である。こうした問題については、各集落ごとの組織営農活動の実態等を紹介した後に、改めて考察することにした。

なお、本節では、集落の範囲を農業センサス区分による農業集落として整理してきたが、次節以降では、生産組合単位に降りたより詳細な実態について整理していく。

(香月 敏孝)

注(1) 生産組合名が①-1, ①-2, …とあるのは集落名に「第1」, 「第2」と番号がついた名称であること, また ⑦- α , ⑦- β とあるのは集落名とは別の固有の名称であることを示す。なお, 集落と生産組合の関係については, 第1章の補節2も参照されたい。

(2) 集落と担い手の現状

1) 集落営農組織

(i) (農) a 組合

ア) 集落の概況

⑧集落は, A地区の中北部に位置し, 自治会は⑧集落で一つであるが, 常会および生産組合は⑧第1と⑧第2の2つに分かれて存在している。集落の農地面積(属地)は64haであり, 基盤整備事業は1974年に完了しており, ほぼすべての農地が40a区画に整備されている。農家は1990年には49戸あったが, ⑧第1生産組合に設立された集落営農組織が法人化し, 構成員は同組合に農地を貸付けて土地持ち非農家となったため, 2000年には17戸になった。構成員は農作業に従事しているので, それらを農家とすると, 集落の農家戸数は41戸(⑧第1生産組合29戸, ⑧第2生産組合12戸), 土地持ち非農家16戸(同じく⑧第1: 3戸, ⑧第2: 13戸)である。⑧集落内への入り作はかなり多く, ⑧第1生産組合内で1.9ha, ⑧第2生産組合内で約10haある。転作はブロックローテーションを実施している。その際, 以前は飯米を作付けする水田は除外して実施していたが, 法人設立後は飯米を法人から購入することとして, その後は水田全体でローテーションを行っている。

イ) 設立の経緯

a組合(「⑧第1営農組合」)の前身は, 1986年に⑧第1生産組合に設立された大豆転作組織の「⑧第1生産組合転作協議会」である。同協議会は, 当初から大豆作業のみならず水稻用機械を所有して水稻作業を実施しており, 個人所有機械は耐用年限が来たものから順次処分することとした。1993年に, 集落内の農地は自分たちの手で守ることを目的に, 農事組合法人を設立し, 転作協議会所有の機械のうち使えるものを買い上げるとともに, 構成員の所有機械すべてを処分した。法人設立時の構成員は29名(うち1名は⑧第2生産組合の農家), 経営面積は26haであった。出資金は任意組織設立時からの200万円を法人に充当した。出資金は, 戸数割りが1戸当たり3万円, 面積割りが10a当たり5,000円に設定している。

2006年に⑧第1生産組合の範囲に農用地利用改善団体が設立され, a組合は特定農業法人となっている。同団体は土地利用調整を行う組織であるが, ⑧第1生産組合内の大半の農地がa組合に集積済みであることから, 実質的な活動はほとんどない状況である。

ウ) 組織の特徴と経営内容

a組合の構成員は, 現在34人であるが, 大半の28人は⑧第1生産組合の農家である。一方, ⑧第2生産組合の農家は法人化当初の1人から6人に増加している。⑧第1生産組合内で同組

合に参加せずに個別で経営を行っている農家は1戸（2ha経営）のみであり、生産組合内農地のほとんどが同組合に集積されている。ただし、構成員のうち2戸は、農地の一部をe法人に貸し付けている。

経営面積は41.0ha、うち40.6haが借地であり、A地区外の地権者2名（20aと50a）の借地を含む。さらに⑧第2生産組合の農家の大豆1.2haを特定作業受託していて、水田利活用自給力向上事業の大豆単価3万5千円のうち1万円を地代として支払っている。経営面積と特定作業受託面積を合わせた集積面積は42.2haである。このほか作業受託として、水稻の耕起、代かき、収穫、乾燥・調製作業各45aを⑨第1生産組合の農家1戸から受けている。

2010年産の作付面積は主食用水稻27.2ha、大豆13ha、タマネギ40a、さらに育苗ハウスを用いてネギ4a、小松菜8aのハウス栽培を行っている。水稻は、コシヒカリ16ha、かき餅加工用のもち米10ha、もち用の新大正モチ1.2haである。コシヒカリは、育苗ハウス（200㎡×4棟、400㎡×1棟）が面積不足であるため1.0haを直播している。収量はコシヒカリが約9俵、加工用もち米は10～11俵の高収量であり、不作の21年産でも9.5俵とれた。大豆の単収は平年作は270kg/10aであるが、2010年産は210kg/10aであった。タマネギの単収は3t/10aである。2011年産からはタマネギを80aに拡大するとともに、大麦の作付けを3ha行う予定である。園芸部門のネギと小松菜は、植え付け作業は組合長、収穫作業は女性グループが行っている（時給600円）。

販売先は、加工用もち米については仲買と面積のみの契約栽培をして、おかき製造メーカーへ販売しているため販売単価が良い。そのため水稻はJAと直販が半々である。園芸部門はJA系スーパーのインショップで販売している。

かつてミソ加工を試験実施したことがある。現在、A地区内では、e法人が地区の住民とミソ加工を行っているが、ミソ加工の技術はa組合の組合長S氏から習い事業化したものようである。

所有機械は、トラクタが80ps3台、35ps1台、田植機が8条2台、自脱型コンバインが5条刈り2台である。タマネギ用播種機はJAより1台リースしている。乾燥・調製は構成員所有の乾燥機を用いていたが、1996年度にミニライスセンターを構造改善事業で導入して以降は、自己完結型の生産体制を敷いている。各機械の修理は組合長のS氏が冬季間にほぼすべての機械について行うため、機械維持コストの低減につながっている。

オペレータは原則的に全員出役としているが、実際には構成員の約半数の15～18名が機械作業に従事している。2010年度（22年度）のオペレータを年齢と労働日数別にみると、30歳代2名が年9日間以下、40歳代6名と50歳代5名が年10～29日間、60歳代が3名が年30日間以上である。30歳代および40歳代の者はいずれも農家の後継者であり、60歳代3名のうち組合長のS氏を含む2名は農業専従である。サラリーマンの兼業農家には平日の作業を頼みにくいことから、60歳代のオペレータが主に作業を担っている。賃金は、オペレータ作業の時給が男性1,500円、女性1,000円である。

2009年度の農産物販売収入額は3,900万円、内訳は米が3,550万円、大豆が250万円、園芸作物が100万円、さらに産地確立交付金が228万円、経営所得安定対策交付金が54万円であ

る。米、大豆、園芸作物とも、販売額および費用はすべてプール計算で処理されている。

構成員には法人に預けっぱなしの場合は1万7千円を地代として支払うが、水管理や畦草刈りを行う場合には地代を含めて3万5千円を支払っている。構成員への支払いは賃金と上記の面積支払いのみであり、それ以外の剰余金は法人に積み立てている。出資金は任意組織当時の200万円のみであるが、その後の蓄積により、現在の自己資本（各種準備金を含む）は約1,000万円となっており、今後の投資へ資する効果は大きいであろう。

この組織のリーダーは、60歳代の組合長S氏（所有耕地23a）である。工務店を自営しながら、任意組織時代から設立および運営を中心的に担ってきており、2006年に工務店経営を息子に移譲して以降は、組織の業務に専念している。会計は法人化後の1996年より複式簿記で処理しているが、S氏は簿記研修を受講した上で会計も担当し、税理士に任せる決算処理以外の記帳業務は氏が行っている。

エ) 今後の課題

現状の機械装備は2セットあり、また60歳代の専従的オペレータがいることから、50ha程度まで経営可能であると考えている。農地の集積先については、本組合が立地する⑧第1生産組合内の農地はほとんど集積してしまっているので、新たな借地が出て来る可能性が低く、今後は、隣接する⑧第2生産組合の地域での動きが鍵を握り、同生産組合から出される農地を受ける方針である。しかし、⑧第2生産組合の地域には個別大規模法人が入作しており、それとの利用調整をどう図っていくかは今後の課題である。

また、a組合は、10a当たり水田管理料込みで35,000円というA地区内では最も高い地代を支払っており、地主には好条件であり、他の組織が入り込みにくい状況を作っている。こうした高地代は構成員への利益還元の意味は大きいですが、他方では経営の負担にもなるであろう。今後、地域における地代水準をどう形成するのかが課題になると考えられる。

生産コストにかかわって機械整備・修理費のコストが大変大きいとの指摘があった。確かに農業用機械の整備を業者に任せると修理調整費だけでも莫大なコストがかかる。本法人のように自前で機械を修理できる構成員を確保できるなら収益は大幅に改善するため、そうした人員の養成に対する支援が重要となっている。

（鈴木 源太郎）

（ii） （農） b 組合

ア) 集落の概要

⑨集落は、A地区の北西部に位置し、市街地から最も遠い集落である。農地面積（属地）は116haあり、1970年代に圃場整備が終了し、田は40a区画を中心にすべて30a区画以上である。⑨集落の農家は、第1から第4までの4つの生産組合に分かれている。2005年の販売農家戸数は55戸であったが、現在は、⑨第1生産組合11戸、第2生産組合19戸、第4生産組合20戸（第3生産組合は不明）である。

⑨集落は3ha未満の個別完結農家がほとんどを占めていたが、基盤整備事業を契機に7ha

規模の「中型」農家が1戸生まれたものの、地域外から7～8戸の大規模農家が入り作で入り込んできた。現在でも、A地区内のe法人、地区外のT法人、G法人およびS法人を中心に20ha程度の入り作がある。2005年に⑨第1生産組合を中心にb組合（「⑨東部営農組合」）が設立され、2008年には⑨第4生産組合によりc組合（「⑨西部営農組合」）が設立された。

⑨集落では、農地・水・環境保全向上対策は集落全体の組織で取り組まれている。4つの生産組合は、かつては自治会下部組織の常会と一体で、転作計画はその生産組合（常会）で話し合われていたが、c組合が設立されて以降は、2つの集落営農組織の間で話し合われるようになった。転作は、入り作者の農地を除いて、生産組合の農地を数区画に分けて、2年3作の輪作により行われている。集落営農組織に加入していない農家は、転作作業を集落営農組織や入り作者に委託している。

イ) 設立までの経緯

1983年に⑨東部転作組合が、⑨第1生産組合の5名（経営面積合計9ha）により設立された。定年退職を機会に、この5名が中心となって、入り作を排除するため、2005年に大豆を対象とする共同作業型の任意組織であるb組合（「⑨東部営農組合」）が23名により設立された。当初は22haを集積し、5年以内に30haへの集積を条件に県から機械補助を受けた。集積目標は⑨第1生産組合の農家だけでも達成可能であったが、⑨第1生産組合の農家が集落内に持つ飛地に近接する他生産組合の農家も加入を希望してきたため、⑨第2生産組合、⑨第3生産組合さらには⑨第4生産組合の一部の農家が構成員となった。

b組合は、県砺波農林振興センターのアドバイスの下、2010年から1年間の検討期間を経て2011年1月に農事組合法人化された（構成員31名）。設立後当面は法人化による直接的なメリットはないものの、集落内には60歳代の農家が多く、10年後に彼らがリタイアするようになった場合に、組織に利用権を設定して集落の農地を守ることができるようにするため、法人化に踏み切った。

同組合は⑨集落内からの農地の貸付希望に応じてきたが、そのすべてには対応できないため、⑨第4生産組合に対して組織の設立を強く申し入れてきた。その結果、2008年にc組合（「⑨西部営農組合」）が設立された。

ウ) 組織の特徴と経営内容

組合は、経営面積44haと特定作業受託6haをあわせて50haの水田を集積している。構成員からの借地40.2haに加えて、構成員以外からの借地が3.8haがある（不在地主3戸とリタイアした元兼業農家4戸）。これは、法人設立の際に入り作者の理解を得て組織の借地としたものであり、その後も入り作者の利用権終了時に組合の借地に切り替えるようにしている。特定作業受託のうち他生産組合からの大豆が3haであり、残りの3haは次に述べるようにc組合の麦跡の大豆作である。

2010年産の作付けは、水稻30ha、大豆18ha、玉ねぎ2haである。米はコシヒカリ22.3ha、早生品種の「てんたかく」7.0ha、もち米0.7haである。コシヒカリ偏重であった米作に、早生品種を1/4ほど作付けすることで、作業量の分散化を図っている。コシヒカリは、有機特栽米を0.7ha作付けし100袋をJA出荷しているほか、減農薬米を2.5ha作付けし440袋を

直売している。前者は慣行栽培より60kg当たり1,500円高く、後者は2,000円高く販売している。系統出荷率は90%以上である。水田作は米・大麦・大豆の2年3作が営まれているが、大豆作はb組合、大麦作はc組合がそれぞれ作業するように、お互いに特定作業受委託を行い、高度利用加算を受け取っている。玉ねぎは2009年から開始し、5haが目標である。

農業機械については、トラクタ6台（55ps3台、63ps1台、83ps2台）、田植機8条植2台、自脱型コンバイン5条刈2台を所有し、大豆コンバイン2台をリースで借りている。2.5haを耕作する農家はオペレータとして、自己所有の機械を用いた水稻3作業にも従事している。作業は全戸出役が原則で、18人いるオペレータのうち主力は9人（年間10～29日従事者は60歳代8人、50歳代1人）である。賃金は、オペレータ作業、一般作業とも時給1,200円に統一されている。水田管理作業は予め決められた面積を個人管理する方式で、水管理と畦草管理のそれぞれに10a当たり5,000円の管理料が支払われている。

2009年度の農産物販売額は4,110万円で、うち米3,450万円、大豆350万円で、経営所得安定対策等の交付金を1,070万円受け取っている。米の収益の構成員への分配は変則的な収量割りで行われている。米の機械作業は組織で行い、費用は完全にプール計算しているが、各構成員が管理する水田を一部に残しておき、その収量を能力給の基準にして米の収益を配分している（構成員管理田での収量は100kg/10a程度の格差がある）。大豆については販売額、費用とも完全プール計算である。構成員には地代12,800円に加えて、水田管理料として施肥等を含めて20,000円を支払っている。

出資額は10a当たり5万円であったが、2万円に引き下げている。これは、将来⑨集落内の構成員を居住地によって同組合とc組合とに振り分けられるように、出資金を両組合で統一するためである。

エ) 今後の課題

現在組織を支えている団塊の世代が元気な今後5、6年のうちに会社的な経営とし、将来の組織の担い手として、20～40歳代の専従経営者、専従従業員を4名程度確保していくことが必要であり、将来的には機械作業は特定の者に集中させ、構成員は管理作業を行う方向が考えられている。

そのため、集落内および隣接集落の個別経営農家からの農地の受け入れで経営規模の拡大を図るとともに、事業内容の高度化等を行うことによって、1億円事業体を目指す考えである（人件費2割と見込むと、年収500万円×4人＝2千万円で4人が雇用できるという計算）。この地区には依然として外部からの入り作がかなりあり、規模拡大を進めていく上ではそれらとの調整が不可避である。

一方で、農地が集積されていく中で、預ける側は水管理も組織で行うことを期待しているが、収益に関係しない作業であり、自治組織の集落（生産組合）などの対応が必要となってきた。

集落営農組織で作業することにより技術の平準化が期待されたものの、実際には農家間の技術格差が広がっており、今後さらに構成員の営農意欲を高めていくことが課題となっている。

（吉井 邦恒）

(iii) c 組合

ア) 集落の概要

c組合（「㊟西部営農組合」）は、b組合と同様に㊟集落に立地する集落営農組織であり、集落の概要はb組合の項を参照されたい。㊟集落の西部にある㊟第4生産組合（農家20戸、土地持ち非農家4戸）には、農地を所有しない世帯がない。そうした意味で、砺波市の中では農村的な色彩が強い地区である。農地（水田）面積は33haであり、平均耕作規模は1haを越え、従来から、兼業しながら自作農業を行う農家がほとんどであった。

イ) 設立までの経緯

自作農が多かったが、若年層の農業離れ等により、しだいに農業継続が困難になるとの不安を抱く農家が増えていった。加えて、転作率が増加したことによって、個別営農では転作への対応が困難との意識が深まった。こうした状況の下、話し合いを続け協業化の機運が高まっていった。既に設立されていたb組合（㊟第1生産組合が主たる営農地域）からも西部地域での組織設立の勧めがあったことは、前述のとおりである。

当初は少人数での機械の共同利用、協業組織も検討されたが、最終的には、全戸出役型の集落営農組織c組合を立ち上げることになった（2008年7月設立）。

c組合への参加状況については第Ⅱ-1-15表に示したとおりである。㊟第4生産組合の24戸のうち、16戸が参加した。10a当たり4万円、24ha分の出資金（950万円）を原資に農業機械等の取得を行っている。8戸が不参加となったが、個別で営農を継続した農家は1戸にとどまっている。残りの7戸は、c組合へ特定作業委託（2戸）、b組合への加入（1戸）、入り作の法人への貸付（4戸）となっている。

第Ⅱ-1-15表 世帯別にみたc組合への参加状況(2009年度)

	㊟第4 生産組合 戸数	農地所有面積(ha)		備考
			c組合 協業面積	
計	24	33.0	26.0	
c組合・組合員	16	25.5	24.0	
全面協業	13	19.6	19.6	2世代の出役が4戸
一部自作	1	2.1	0.7	世帯主が自作、後継者が組合員
一部他組織に委託	2	3.8	3.6	【委託先】 G法人・2戸
非組合員	8	7.5	2.0	
c組合に全面委託	2	2.0	2.0	
個別で営農を継続	1	1.3	—	田植は、2011年からc組合に委託
他組織に全面委託	4	3.6	—	【委託先】 e法人・1戸、G法人・2戸、S法人・1戸
他組織の組合員	1	0.6	—	b組合の組合員、農地面積は推計

資料:c組合「第2回定期総会資料」(2010年1月)および現地聞き取り調査により作成。

注. 他組織のうちe法人はA地区、G法人、S法人はA地区外からの入り作。

これまで農業継続が困難となっていた農家は、当該生産組合外で設立された営農組織に貸付や作業委託をしていたが、c組合が設立され、2009年度には集落内農地の8割弱にあたる26haをカバーしている（組合に全面委託している2戸の2haを含む）。

ウ) 経営内容

c組合は、2010年には経営面積24.9haと特定作業受託3.5haの計28.4haを集積している。経

営面積のうち、0.8haは組合長名義での借地である。特定作業受託は、⑨第4生産組合内の非構成員2戸および⑨第4生産組合以外3戸からの作業受託であり、後者のうち1戸、1.2haはb組合から委託された大麦作業である。

前述のように、c組合では、転作作物として大麦を生産しているのに対して、b組合では大豆を生産している。このため、c組合からはb組合に2.4haの大豆作を作業委託している（この部分は、b組合の特定作業受託面積としてカウント）。このように、⑨集落内に設立された2つの集落営農組織により、転作作物を相互に作り分ける体制となっている。

2010年産の作付け面積は、水稻18.5ha、大麦8.0haであり、水稻はコシヒカリ（主食用）だけであるが、2011年産には飼料米も取り組む予定にしている。また、水稻育苗ハウス田の空き地に大麦を作ったが、作柄が良くなかったこともあり、そこで2011年にはタマネギ20aの導入を考えている。

農業機械は、それぞれトラクタ2台（60ps, 30ps）、田植機2台（6条, 8条）、自脱型コンバイン2台（3条, 5条）を保有しているほか、大麦用の自脱型コンバイン1台（5条）、乾燥機7台、育苗ハウス（2.7a×3棟）が主要な装備である。育苗ハウスは規模が不足しており、増設を予定している。なお、乾燥・調製の作業は構成員へ委託している。また、水田の水管理および畦畔管理は、原則として水田所有者が行うこととし、その分の管理費として1万円/10aが支払われている。

作業は、作業内容にかかわらず、一律800円の時給としている。機械作業はできるだけ若手に対応してもらうようにしている。作業は全戸出役を原則としているが、組合員16戸のうち、1戸は高齢者のため出役しておらず、出役者は15戸で19人となっている。年代別には、60歳代の11人が中心であり、50歳代が2人、30および40歳代が5人、80歳代が1人であり、3戸からは、30歳代、40歳代が親世代と一緒に作業に出ている。

2009年度の収入は総額で3,600万、農産物販売額は2,200万円（うち主食米2,000万円）で残りは、助成金、交付金等である。c組合は任意組合ではあるが、収入、支出とも完全プール制をとり、複式簿記を担当者が記帳するなど、法人経営に近似した経営実態を伴っているといえる。

2009年度における組合員に対する支払いは、地代相当分として381万円（1.2万円/10a）、管理料として253万円、労務費として285万円、乾燥費216万円（組合から個別組合員に委託）となっている。管理料を含めて地代相当部分が高く、労働部分に薄く配分されている。

エ) 今後の課題

組合としては、作業をオペレータに絞り込んでいくことは考えていない。ここ数年で定年退職を迎える60前後層が5～6人いることから、作業の担い手は確保される見通しであり、現状の全戸出役原則を変更する必要はない、としている。

集積面積は設立時の2009年度の26haから、2010年度には借地、特定作業受託が加わって28haとなり、2011年度には隣接集落の1戸が組合員として加わることから30haに増加する予定となっている。さらに集落営農が設立されていない集落からの作業受託等が見込まれ、集積面積はさらに増加する見通しとなっている。c組合の作業能力からみれば35haまでは

対応可能と考えている。また、c組合の設立に当たって、機械整備のために、組合員連名で近代化資金1,400万円を借り入れており、その返済のためにも、一定の規模拡大が指向されているとみられる。

規模拡大の可能性はあるものの、他の大規模法人等との農地利用競合問題が生じ、必ずしも効率的な作業が実施されない恐れがある。すなわち、⑨第4生産組合内においては前述のように、法人等による入り作があり、これに加えて、⑨集落内の他の生産組合内でも同様に入り作者が進入している。このように、今後、c組合と入り作者とが、隣接する圃場でモザイク状に異なる作付計画の下で営農が展開するといった事態が一層進行しかねない。現状では、こうした他の大規模法人との間での土地利用調整については、具体的な対応策が考えられている訳ではない。このことが効率的な営農展開に向けて、残された大きな課題となっている。

(香月 敏孝)

(iv) (農) d 組合

ア) 集落の概要

⑤集落は農家14戸、土地持ち非農家8戸が居住し、同集落内に農地を所有する他集落在住者1戸を含めた15戸でd組合が構成されている。同集落では、1970年代から転作地を団地化し、ブロックローテーションを実施している。集落内の農地面積(属地)27haのすべてが圃場整備済みの田であり、そのうち5haは他集落からの入り作であるが、それらも含めて団地化が行われてきた。転作地の決定は、以前は生産組合が行っていたが、集落営農組織が設立された以降は同組織が実際の決定を行っている。

同集落には飛び地の住宅団地があり、その住民27戸も含めて自治会が形成されている。集落の排水路には住宅地の生活排水も流入するので、年1回の「江ざらい」に参加することが同団地の入居条件になっている。現在は、農地・水・環境保全向上対策によって、「江ざらい」の全戸参加や草刈りへ出役を行っている。

イ) 設立の経緯

県(普及)や市、JAの助言で、2008年に⑤集落を範囲とする任意組織のd組合が13戸で設立された。組織化の実質的リーダーは市役所の職員である。その後、2010年に2戸が参加した。このうち1戸は、集落内外にある農地約1haを(農)e法人へ貸付していた土地持ち非農家であるが、集落内の田1枚(37a)を返してもらって、d組合に参加した。もう1戸は集落外に居住する土地持ち非農家が、A地区外の農家に貸していた⑤集落内の田84aの貸付を継続せずに、d組合に参加した。両者ともに農業従事のない土地持ち非農家であったが、集落営農組織に参加後は、前者は本人、後者は子息が農業作業に従事している。

2011年1月には、より効率的な経営を目指して法人化した。法人化により、現在、構成員農家全戸が土地持ち非農家にカウントされている。農地は農地利用集積円滑化事業を用いて(財)砺波市農業公社を介して集積したため、利用集積交付金が地権者と受け手に各1

万円/10 a 交付された。

ウ) 組織の特徴と経営内容

d組合は、構成員14戸で、借地20.2haと特定作業受託0.7haの計20.9haを集積する集落営農組織である。借地のうち構成員の所有地は18.4haであり、1.8haは任意組合時に構成員が借地していた集落内農地（地主3戸、うち1戸は集落外に在住）を法人へ借り換えたものである。特定作業受託は、入り作者の農地での転作作業の受託であり、2010年産は3戸から30a未満の小地片を受託している（2011年度は2戸、0.5haの予定）。さらに個別作業の受託として、麦の3作業0.3ha、大豆の3作業0.7haを受託している。こうした転作地の特定作業受託や作業受託が徐々に増加している。さらに2011年には、e法人の入り作地と構成員の集落外農地の交換を行っている。

2010年産の作付けは、水稻13.9ha、大豆1.9ha、大麦4.2ha、タマネギ1.7haである。水稻はコシヒカリが8割、早生の「てんたかく」が2割である。大豆は、コンバインを購入して2010年から作付け始めたものであり、水稻・大麦・大豆の2年3作を実施しているが、2010年度は経営所得安定対策下であるため、過去の生産実績に基づく交付金（緑ゲタ）の交付対象ではない中での大豆生産である。また同年からタマネギ栽培を開始しており、隣接集落の耕作放棄地11aを借地して農地に復元し、タマネギを作付けている。さらに2011年産からは露地での小菊栽培も計画している。

農業機械は、トラクタ2台（50ps, 33ps）、田植機8条植1台、自脱型コンバイン5条刈1台、大豆コンバイン2条刈1台を所有し、耕起、播種・田植、収穫、たまねぎ移植の機械作業をオペレータが実施している。水稻の育苗は6戸の構成員に委託、防除は共同作業、乾燥は9戸へ委託し半乾燥状態（委託料357円/30kg）にしてJAへ出荷する。構成員15戸のうちオペレータは11人（戸）であり、30日以上従事者は30歳代が2人、40歳代が1人と若く、10～29日従事者は40歳代2人、50歳代と60歳代が各3人である。タマネギや2011年産からの小菊の作業は組合長（73歳）ともう1人で実施している。賃金は、オペレータ作業、軽作業ともに時給900円（男女同一）であるが、2011年度には800円に引き下げる予定である。

本法人では、オペレータは絞り込んでいくのではなく、可能な限り全戸が作業に出るようにしている。任意組織時に拡大した2戸の構成員は、以前は土地持ち非農家であったが組織参加後には、農作業に従事するようになった。特に40歳代は農作業の経験が少ないが、組織の運営にまで関わるように仕向け、組織への関心を高めるとともに世代交代を図っている。

農産物販売先はすべてJAであり、小菊は直売所に出荷する予定である。2009年度の農産物販売額は1,484万円、うち米が1,323万円、タマネギが85万円で、産地確立交付金228万円、経営所得安定対策交付金54万円である。

構成員への地代支払いは18千円/10aであるが、これには土地改良区の経常賦課金2,480円/10aを含めている。さらに年度末には収益に従事時間に応じて事業分量配当している。

水稻の管理作業（側条施肥1回と水管理）は各構成員が実施し、畦畔の草刈りを含めて1万5千円/10 a の管理料を支払っている（転作地は畦畔草刈りのみで4千円/10 a）。

エ) 今後の課題

法人所有の機械を用いたオペレータによる機械作業を基礎に、費用・収益ともに完全ブール計算の経営を行っている。また稲・麦・大豆の2年3作に加えて、タマネギを導入し、経営の複合化に取り組み、今後は小菊、さらにはチューリップなど花き拡大の意向もある。また集落外の耕作放棄地を農地に復元してタマネギを栽培し、農地の有効活用を図っており、経営体としての一層の発展が目指されている。

農地集積については、任意組織時に2戸を組織内に取り込んでおり、今後さらに集落外の担い手に貸し付けている農地を組織内に取り込むとともに、また入り作者との農地交換も行っている。さらに他集落へも借地を拡大して、30haまで規模拡大したいという意向を持つ。これは現有の1セットの農業機械での適正規模から考えた経営面積と思われる。しかし面積の拡大には、集落内では入り作者と、他集落では他の法人等との競合が避けられない。今後、そうした農地競合をどう調整していくのかが大きな課題である。

本法人では、オペレータは絞り込んでいくのではなく、可能な限り全戸が作業に出るようにつつ、若い世代の関与を高めている。現状では少数者によるオペレータ型の組織ではなく全戸参加型のぐるみ型組織の維持を目指している。目指している30haの複合経営のためには、2人の専従者がいれば十分と考えられるが、そうした経営では将来的な専従者確保について不安があり、専従者のみで水田の管理作業を行うことも困難と考えられるため、全戸参加型という方向の選択には合理性がある。構成員15戸のうち10年後には5戸が農作業からリタイアするとみられるが、10戸は耕作を継続するので、当面はぐるみ型集落営農の体制を維持することが可能と考えられる。

(小野 智昭)

2) 個別経営

(i) (農) e 法人

ア) 設立の経緯

⑦集落には、⑦-α、⑦-β、⑦-γという3つの生産組合がある。属地では、それぞれの生産組合内に35ha、24ha、25ha（⑦集落合計で84ha）の水田がある。

そして、このうち⑦-γ生産組合がある地域で、1978年に「高度農業生産モデル地域整備実験事業」を活用して地域の農道や倉庫の整備が行われたことを契機に、任意組織e組合が設立された。同事業の採択には「担い手要件」があったため、⑦-γ生産組合内の兼業農家5名が各自2～3haの所有地と預かっていた農地を持ち寄り17haの経営規模とした。作業を受託し、5名の構成員で分担して作業を行う任意組織であったが、設立当初より月給制を採用する等既に法人に近い形で運営を行っていた。その後、1981年4月に法人化し、農事組合法人e法人となり、以後、借地で農地集積を進めている。

イ) 経営内容

法人設立時には、経営面積は27haであったが、米価が下落する中、高齢化の進展もあって、集落内、近隣地域の兼業農家が、機械更新をできずに水田を預けてきた結果、毎年2～3haの農地を預かりながら規模拡大してきており、2011年3月現在、借地で94haの水田作経営を行っている（2006年の81haから5年で13ha拡大）。作業受託は、耕起・代かき2戸2ha、田植6戸35ha、収穫・乾燥調製8戸3haをそれぞれ引き受けている。

集積した水田のうち約50haが⑦集落（集落内の6割）で、うち⑦-γ生産組合内が20ha（同生産組合内の8割）、⑦-α・⑦-β生産組合からも30ha（同5割）の水田を集積している。集落外では、A地区内では39haの借地（①集落5ha、②集落3ha、⑤集落4ha、⑧集落12ha、⑨第3・4生産組合3haなど）が、集落営農組織が設立されていない地域を中心にあり、A地区外には5haの借地がある。

⑦-α生産組合には8戸の兼業農家のほか22戸の土地持ち非農家（地区内には他に農地なしの非農家は3戸）、⑦-β生産組合には12戸の兼業農家のほか9戸の土地持ち非農家（地区内には他に農地なしの非農家は2戸）がそれぞれいるが、これらの土地持ち非農家の多くがe法人に農地を預けていると考えられる。

また、任意組合設立の約20年後の1995年に、老朽化した乾燥調製施設をガット・ウルグアイ合意対策事業により約1億円かけて建て直したが、これを機会に、構成員5戸全てで、後継者に経営を引き継ぎ、世代交代している。現在の構成員の年齢構成は、40歳代1人、50歳代3人、60歳代1人となっている（このうち、50歳代1人と60歳代1人は農業従事なし）。

2010年産における作付状況は、水稻61ha、大豆31ha、大麦8ha、野菜（ネギ、トマト）1ha（ハウス2棟）である。水稻は主食用米で、早生品種の「てんたかく」を15ha導入し、残りの46haはコシヒカリである。また、水稻苗を2万枚育苗し、そのうち7千3百枚を販売している。大麦は大豆との2毛作で、2011年産は2ha増やして10haとなっている。水稻収穫・大麦播種・大豆収穫の時期と、大麦収穫・大豆播種の時期に、作業が集中するので、今後は人手と設備が整えば、大麦をさらに増やしたい意向を持っている。

米の販売先は、JA15%、直販13%であり、残りの72%が米穀卸4社であり、大豆と野菜はすべてJAへの販売である。米については、2003年にエコファーマーを取得し、エコマーク付きで出荷している。

野菜は育苗ハウスの一部を使用しており、ネギを10数年、トマトを5年作っている。育苗ハウスが空いている時期をなくすように施設園芸をやりたい意向を持っているが、トマトは競争が厳しく採算ベースに乗せるためには人手が必要なため、ハウス全体の利用にはまだ取り組めていない。また、5年前から、みそ加工を行っている。これは、参加者に大豆を提供して、加工して持ち帰ってもらうやり方で、1月から2月の6日間にのべ350人が参加し（近隣が多いが県外からの参加者もいる）、4tの大豆を使っている。現在はみそづくりの手伝いという位置づけで参加者を取り込んでいるが、今後は、自ら加工販売する形で拡大する意向を持っているものの、自ら加工販売するには、保健所の免許や加工場が必要なため、踏み込めていない。

農業機械は、トラクタ4台、田植機（8条植）2台、自脱型コンバイン（6条刈）3台、大

豆コンバイン（2条）3台を所有し、機械作業は常勤の構成員3人と従業員5人（20歳代1人、30歳代3人、40歳代1人。うち30歳代1人は構成員の息子、1人は女性）の合計8人で実施している（全員が30日間以上の従事）。以前は事務員がいて簿記記帳等を行っていたが、現在は構成員が担当している。

水稻の管理作業では、水管理は基本的に農地の出し手に委託、畔草管理は45ha弱を法人で実施し、50haは農地の出し手へ委託している。水管理、畔草管理作業の委託者には、管理料としてそれぞれ4千円/10aを支払っている。法人が実施する畦畔管理はシルバー人材センターに作業を依頼しているが、傾斜がきつい法面は受けてもらえないので作業が大変である。

2009年度の粗収入は、農産物販売が9,600万円（うち米が8,070万円、大豆が790万円、園芸作物が27万円）、加工販売が180万円、作業受託が580万円、交付金が2,530万円等で合計12,890万円となっている。2009年度には、農業経営基盤強化準備金を1,300万円積み立てている。

ウ）今後の課題

同法人では、組織を作らずに我慢してきた地区内の農家の受け皿となる必要があると考えているため、預かって欲しいと言われれば断らずに引き受けてきた。ただし、預けてくる農地は、条件のより悪い農地から順番に出てくるので、採算が悪いことが悩みの種としている。同法人では、今の育苗・乾燥設備を前提にすれば、120haが適正規模と想定している。2011年産で100haを超えることから、次に10ha増える時（110haを超える時）に、機械を増設し、従業員も1～2名増やす必要があるとの認識を持っている。現状の水稻作業の機械はほぼ3セットであるので、もう1セット増設する必要があると考えている。こうした経営規模拡大に伴って新たな設備投資等が必要であるが、そうした発展の節目節目に、法人の成長に合わせた支援がないことが問題となっている。

従業員は、ハローワークで公募すれば、応募がある状況なので、その確保には困らず、当面、問題はないとしている。応募者の大半は市外の非農家であり、市内からの応募が少ないのは、就職して下手な評判が付くのを嫌うためではないかと同法人では見ている。

50歳代の構成員の後継者1人（30歳代）が従業員として6年間勤めているので、組織の後継者は少なくとも1人は確保されているが、他の構成員2人はまだ農業後継者を確保できていない（50歳代の1人の子どもは女子のみ、40歳代の1人の子どもはまだ小学生）。他の雇用者はサラリーマン的な就業が多く、経営までやりたいという志向を持つ人材の確保は難しい状況である。

今後の安定的な経営発展の問題として、新たに立ち上げられた集落営農組織との競合関係がある。同法人では、預かった農地をベースにして設備投資や土づくりに取り組んでいるが、集落営農組織が立ち上げられたので、そちらに預け換えると地主に言われるケースが出てきて、収支を悪化させている。地域内で喧嘩をする訳にはいかず、借り手は弱い立場にあるため、地主の要求を受け入れざるを得ない状況となっている。また、集落営農組織は、高い地代配当を行うので、同法人に預ける場合より地主の手取りが多くなり、この

ことも地主を失う要因となっている。こうした高い地代設定は、集落営農組織にとっても経営のコストアップ要因となるため、今後、集落営農組織の経営を圧迫する可能性があるのではないかと考えている。

他方で、大規模法人や集落営農組織が立地していない集落では、集落外から法人、大規模農家等が借地を求めて秩序のない入り作として入り込んでいる集落が散見される。同法人との関係でいえば、①集落で大規模個別農家2戸が、②集落で地区外の大規模企業法人1社が、③集落で大規模農家2戸と大規模企業法人1社が、それぞれ同法人と競合している。今後、高齢農家のリタイアが続く中で農地貸付の増加が見込まれており、一層の競合が想定される。同法人が、引き続き規模拡大を進め、経営を発展させていくためには、こうした借地競合や借地を巡るトラブルを防止するための協定や第三者による調整が必要と考えられる。

(吉田 行郷)

(ii) f 農家

ア) 集落の概要

③集落はA地区の南部にあって、農家6戸、土地持ち非農家8戸、土地のない非農家が25戸の集落であり、市街地に近く混住化が進んでいる。農地面積（属地）18haはすべて水田である。1952年に交換分合を行い、1960年代に基盤整備事業を実施したため30a区画の農地が屋敷周りにまとまっている。6戸の農家の経営耕地は合計で11haであり、集落の農地18haのうち、7haは他集落からの入り作である。認定農業者のf氏以外の5戸は経営耕地が2ha未満であるが、トラクタ、田植機、コンバインを所有して水稻を自作している。

同集落には、集落営農組織はない。5～6年前に、集落内で今後の営農について話をしたことがあるが、「どうにもならない」ということで検討が終わってしまい、現在に至っている。

イ) 経営内容と特徴

f氏（63歳）は普及センターのOBで、水田3.4ha（自作地2.5ha、借地0.9ha）を経営する認定農業者である。自作地は、交換分合やその後の基盤整備事業により、すべて自宅の周辺にまとまっている。借地は、f氏の隣地に住む医者（東京在住）から借りているもので、f氏が在職中は相対での借入であったが、定年退職を機に利用権設定での借地とした。小作料はかつての標準小作料13,500円/10aである。

作付けは、水稻2.5ha、野菜（きゅうり、ブロッコリー、大根など延べ面積で）0.3ha、さといも0.1ha、球根（チューリップ、グラジオラス）0.2haを作付けしている。水稻はコシヒカリ2.0ha、早生のてんたかく0.3ha、もち米（晩生）の新大正モチ0.3haであり、コシヒカリのうち0.2haを加工用米としている。加工用米への助成が2万円/10aなので、2011年産から加工用米の作付けを拡大する意向である。球根と里芋を拡大するとともに、現在、野菜はJAを介して量販店に直送しているが、JA直売所ができるので、増産する計画であ

る。このほか、0.4haは自己保全管理としているが、以前から不作付けであった借地なので、そのままの状態で放置している。

農作業は、f氏が全作業を行い、妻（59歳）と長男（22歳）が補助作業を行う。長男は、就職活動中で田植や稲刈りを手伝う程度である。水稻播種等は、4人セット（家族3人＋臨時雇用1人）で行う必要があり、特定の1人を年1、2回、年間で6日間臨時雇用している。

所有農業機械は、トラクタ1台（2戸共有28ps）、田植機1台（6条）、自脱型コンバイン1台（3条）、乾燥機1基（50石）である。乾燥機については、JA出荷前に個人乾燥を行うことになっているため保有しているが、壊れたら直接カントリーへ持って行くことになる（JAも推進）。

農産物販売額は、2009年度で464万円（米354万円、野菜・球根110万円）である。

ウ）今後の課題

f氏自身は、地域の農業・農地を守るためには組織が必要であると考えており、組織が農地の受け皿になるとともに、定年後に集落にUターンする人に農業技術を教える役割を期待している。一方で米価が下がる中で組織経営の厳しさも指摘している。

③集落で営農している農家6戸のうち、3戸は農業後継者がいるが、3戸には後継者の就農が見込めず、10年後には離農すると見られる。認定農業者であるf氏の長男は就職活動中であり、将来は他出して農業を継ぐ予定はない。f氏自身が働ける間（70歳くらいまで）は営農を継続するが、将来は、自分の農地は他集落のe法人に預けることを考えており、少なくとも10年後に農地の受け手がなくなる状況にはないと考えている。

（吉井 邦恒）

3 砺波市A地区における農業構造変化の将来動向

（1）担い手の現状と農地利用

1）担い手の現状

担い手についてまとめておく。A地区内には個別大規模経営のe法人と3集落に集落営農組織が4組織（法人3、任意組織1）ある（前掲第Ⅱ-1-3図、第Ⅱ-1-11表も参照）。各集落営農組織は主要機械を装備し、全戸出役を原則にオペレータ作業や補助作業を実施している。オペレータは構成員の半数から8割で、60歳代、50歳代を中心に30・40歳代もいる。ブロックローテーションにより水稻・大麦・大豆を生産し（b組合とc組合は大豆と大麦を互いに作業委託）、法人組織は野菜を導入している。販売額は米麦・大豆ともに組織でプールし、収益を面積割りで構成員に配分する組織が多いが、b組合では構成員間の水稻単収差に対応するため収量に応じて収益を配分している。こうして各集落営農組織は、農業機械を保有し、米・麦・大豆さらには野菜を生産し、収支を共同化して利益を構成員に配分しており、協業経営体としての実体がある。

A地区の圃場の多くは30a～40a区画であるが、大規模借地経営のe法人では管理作業が膨大となるので、水管理のすべてと草刈り等の畦畔管理の半分を地権者に実施してもらい、実施者には管理料を支払っている。集落営農組織も肥培管理・水管理に加えて草刈り等の管理作業は各構成員が各自の水田を行い、e法人と同様に作業者に水田管理料を支払っている。集落営農組織の構成員は農林業センサスでは土地持ち非農家として捕捉されているが、その多くは集落営農組織のオペレータや補助作業従事者、さらには管理作業の従事者であり、営農と地域資源管理の担い手であって、単なる土地所有者とは言えない。e法人への農地貸付者も同様にその全てが単なる土地所有者ではない。そして、地域資源管理労働に対して対価を支払うことがA地区の特徴であり、地権者が地域資源維持の担い手となることで、農地の受け手の作業が軽減されるとともに、農地の維持が図られている。

つづいて、集落営農組織と大規模法人における作業者の賃金について整理する。管理作業については後述するので、ここでは機械作業と補助作業等の一般作業の時給を第Ⅱ-1-16表に示す。集落営農組織におけるオペレータの時給は、800円のc組合から1,500円のa組合まで、かなりの格差があるが、その序列は組織の設立年に対応している。設立が古い組織では減価償却済みの機械があったり、野菜導入による収益確保があるなどにより、経営が安定しているためと推測される。また一般作業については、オペレータ賃金と同一となっている（a組合では男女の時給差を設けている）。

第Ⅱ-1-16表 組織経営体の時給

(単位:円/時)			
組織名称	設立年	オペレータ 作業	その他作業
(農)e法人	1978	月給	-
c組合	2008	800	800
(農)d組合	2008	900	900
(農)b組合	2005	1,200	1,200
(農)a組合	1993	(男)1,500	(女)1,200

出所:実態調査結果による。

次に組織経営体が、構成員や地権者への支払いにおいて、土地と労働とどちらに比重を置いているかを整理しておきたい。第Ⅱ-1-17表は集落営農組織と大規模法人の収支構造を示したものである（集落営農組織は資料が得られたc組合のみである）。総収入の構成は、農産物販売はともに60%程度であるが、c組合は水田経営所得安定対策の交付金が成績払いのみであるため、交付金の割合が小さい（この点は、戸別所得補償制度へ移行することにより解消される）。

特徴的なのは費用の構成である。e法人は労務費と福利費が16%、役員報酬が13%、合計29%であるのに対して、c組合はそれぞれ10%、0%と非常に低い。他方で、地主への地代と管理作業への管理料支払いは、e法人はそれぞれ4%、5%（合計9%）であるのに対してc組合は14%、9%（合計23%）となっている。（e法人の「土地利用料」のうち、管理面

積は水管理のみ委託が45ha，畦畔管理・水管理委託が49haとして，作業料金は前者が4千円/10a，後者が8千円/10aとして管理料を算出し，残りを地代とした。）e法人では，労働と土地への支払いが29%対9%であるのに対して，c組合では10%対23%となり，労働と土地への支払いが逆転している。さらに管理料は管理作業への対価であるので，これを労働への支払いとすると，e法人は33%対5%と労働への支払いが圧倒的に大きく，これに対してc組合は20%対14%で労働への支払いが土地への支払いを上回る程度である。c組合はe法人に比較して，労務費や役員報酬などの農業労働への対価が少なく，土地への支払い，とりわけ地代としての支払いが厚くなっている。

第Ⅱ-1-17表 組織経営体の収支(2009年度)

(単位: 万円, %)

組織名		(農)e法人	c組合
収入	総収入	15,442 (100.0)	2,799 (100.0)
	農産物等販売	9,546 (61.8)	2,159 (77.1)
	うち米	8,070 (52.3)	2,026 (72.4)
	作業受託料	583 (3.8)	11 (0.4)
	産地づくり交付金等	4,234 (27.4)	420 (15.0)
	各種補助金	- (-)	157 (5.6)
費用	労務費	1,800 (11.7)	274 (9.8)
	福利費	679 (4.4)	10 (0.4)
	役員報酬	2,040 (13.2)	14 (0.5)
	管理料	572 (3.7)	253 (9.0)
	地代	775 (5.0)	381 (13.6)
	減価償却	232 (1.5)	487 (17.4)
	機械施設等圧縮損	4,206 (27.2)	906 (32.4)
	当期剰余金	670 (4.3)	19 (0.7)

資料: 各組織の総会資料。

注1) 福利費には法定福利費、福利厚生費、退職給付費用の合計。

2) e法人の総収入から農業経営基盤強化準備金取り崩し益1,297万円を、c組合の収入から集落営農法人化等緊急整備推進事業810万円をそれぞれ差し引いてある。

先に見たようにc組合は時給が低いことも，こうした結果をもたらしている。そこで時給を2倍とすると労務費・役員報酬の支出は総収入の20%となるが，しかしe法人の29%には及ばない。このように集落営農組織にあっては，土地への報酬が厚く，他方で労働への報酬が薄くなっていることが特徴である。

(小野 智昭)

2) 農地利用

A地区における今後の耕地利用のあり方を検討するために，2010年農業センサス結果からみた事業体類型別の耕地利用状況を第Ⅱ-1-18表に示した。これでわかるように，地区全体の経営耕地面積357haのうち226ha（全体の63%）は，5つの組織経営体（農家以外の農業事業体），すなわち大規模法人や集落営農組織によって担われている。これら組織経営体の経営耕地はほとんどが非農家からの借入によるものであり，集落営農組織や大規模法人の組織経営体が耕地利用の中心的な役割を借地を通じて果たしていることになる。そ

して、組織経営体に次ぐ耕地利用の担い手が、販売農家である。経営耕地面積の36%を販売農家が占めている。

Ⅱ-1-18表 事業体類型別にみた耕地利用状況(A地区, 2010年)

		世帯数・ 事業体数	耕地面積(ha)				耕地面積割合(%)	
			経営耕地面積		所有耕地面積		経営耕地	所有耕地
				借入		貸付		
計		326	357	235	365	241	100.0	100.0
世帯	土地持ち非農家	219	-	-	225	224	-	61.8
	農家	102	131	10	139	17	36.7	38.0
	自給的農家	12	2	-	10	8	0.6	2.8
	販売農家	90	129	10	129	9	36.2	35.4
組織経営体		5	226	225	1	-	63.3	0.3

資料:農林水産省「農業センサス」から作成。

これらのことから、当地域における今後の耕地利用のあり方を考えるためには、集落営農組織等の組織経営体および販売農家の対応がどうようになるかを中心的にみておく必要があるといえる。それぞれの見通しについては以下ようになる。

集落営農組織等の組織経営体の経営面積の推移を第Ⅱ-1-19表に示した。いずれの組織も設立当初の面積規模は20ha台であった。その後、設立が1978年と早かったe法人の場合には、2010年には94haへ拡大しており、1993年設立のa組合は42ha、2005年設立のb組合は50haへと拡大している。2008年以降、近年になって設立された集落営農組織であるc組合、d組合の場合でも、当面の見込みで、いずれも30ha程度の規模まで拡大を見込んでいる。

第Ⅱ-1-19表 組織経営体の経営面積推移(A地区)

		(単位:ha)					備考
設立年(法人化年)		e法人 1978(1981)	a組合 1993(1993)	b組合 2005(2010)	c組合 2008(-)	d組合 2008(2010)	
経営 面積 等 (ha)	1978	27					実態調査 結果
	1993		27				
	2005			25			
	2006	81	39				砺波市 資料による (c組合を 除く)
	2007	82	40				
	2008	87	41				
	2009	92	41	44	25	20	
	2010	93	41	45		21	
	2010	94	42	50	28	21	実態調査 結果 (集積面積)
	当面の見込み 耕作可能面積		50		30 35	25~30	

資料:実態調査および砺波市資料による。

また、a組合やc組合の例でわかるように、現有の農業機械等の装備状況からみた耕作可能面積は現状の耕作面積（前掲第Ⅱ-1-11表）を上回っている（前者は可能面積50haに対して現状42ha、後者はそれぞれ35ha、26ha）。これらのことから、集落営農組織と先行して立ち上げられた組織との間での耕地利用をめぐる調整問題をはらみながらも、それぞれ

の組織の経営面積はなお拡大の基調にあることがわかる。

また、既述のように集落別に耕地利用の状況を個別農家の存在状況とも関連させて整理したのが第Ⅱ-1-20表である。A地区の集落の立地条件は、大きくは市街地周辺とそれ以外の2つに区分することができる。前者は市街地まで2km程度までに位置する集落で、徒歩でも市街地に行くことが容易である。

第Ⅱ-1-20表 集落ごとにみた耕地利用の特徴(A地区, 2010年)

立地条件	大字	集落 (自治会、 農業センサス 集落)	生産組合	耕地 面積 (ha)	大規模企業法人、集落営 農組織の拠点(経営面積)	個別農家 戸数	後継者が 同居で農 業手伝い あり	耕地利用の特徴	
市街地 周辺	①	①	①-1	10	—	8	1	農地引き受け手を主に外部地域に依存。今後も個別経営のリタイアが継続する見通しのため、受け皿が必要。 (⑤に営農組合が新規設立、e法人と農地競合)	e法人が一部進出
			①-2	18	—	5	2		
	④	②	②	17	—	不明	不明		
			③	16	—	5	4		
			④	16	—	7	3		
			⑤	25	(農)d組合 (21ha, 15戸)	10	2		
市街地 からおおむね2km 以遠	⑦	⑦	⑦-α	35	—	8	8	e法人が主に展開	↑
			⑦-β	24	—	11	?		
			⑦-γ	25	(農)e法人 (94ha, 3戸)	不明	不明		
	⑧	⑧	⑧-1	37	(農)a組合 (42ha, 34戸)	34 (組合員)	?	多数農家参加型の営農組合による農地利用が中心	↓
			⑧-2	27					
	⑨	⑨	⑨-1	28	(農)b組合 (50ha, 21戸)	21 (組合員)	8		
			⑨-2	22		10 (組合員)	?		
			⑨-3	29					
			⑨-4	33	c組合 (26ha, 24戸)	16 (組合員)	3		

資料:実態調査結果による。

注: 大字名、生産組合名については、第Ⅰ-補-1表の注を参照。

この市街地周辺の集落では、耕地の引き受け手が内部になかったため、農家がリタイアした際には集落外の個別経営が肩代わりすることで耕地が保全されてきた。設立が早かったe法人がこうした耕地引き受けの機能を果たしてきたことになる。近年に至って、⑤集落に集落営農組織のd組合が設立されたことで、耕地利用を担うもう1つの組織が登場している。市街地周辺の集落では、引き続き個別農家のリタイアが見込まれる(それぞれの集落で後継者が同居し、かつ農業手伝いをしている農家は数戸に過ぎない)中で、これら組織を主体とした耕地利用が展開するものと考えられるが、両組織による耕地利用をめぐる調整が必要な状況も深まっていくとみられる。

市街地周辺以外の集落は、e法人が主に展開している⑦集落、a組合が展開している⑧集

落、b組合およびc組合が展開している⑨集落といった3つの集落から構成されている。e法人は設立が早かったこともあり、市街地周辺の集落と同様に⑧集落、⑨集落においても先行して耕地借入を行っている。こうした状況の下で、集落営農組織の設立が遅れた⑨第4生産組合においては、同生産組合を拠点とする新規のc組合が設立されているが、同組織は、e法人ばかりでなく、A地区以外から進出してきたG法人とS法人の2つの大規模法人との耕地の利用調整が必要な状況となっている。同じ集落内農地でモザイク状に4つの営農組織が展開していることになる（前掲第Ⅱ-1-20表を参照、各集落ごとの状況については、前掲第Ⅱ-1-13表を参照）。

なお、各集落営農組織の農業機械オペレータ等の中心的な担い手の年齢層は、定年期前後の60歳代が最も多く、それに続く50歳代も比較的厚いことから、人材確保の面からは集落営農組織の今後の運営については、大きな問題を抱えているとはいえない。そうした意味でも、A地区では、集落営農組織等による耕地利用が促進されることが展望できる。

繰り返しになるが、残された問題は、同じ集落内で複数の組織経営体が営農活動を行うことによって、必ずしも農業機械利用や土地利用方式をめぐって効率的な営農が十分に行われにくい状況が生じている点である。個別農家に対して複数の営農組織からの利用権設定の要望がなされるなど、すでに耕地利用競合が生じている面が否定できない。こうした耕地の利用調整について、問題があることは行政、農協に認識されてはいるものの、具体的な対応方向が示されている段階とはなっていない。A地区において、今後、さらに集落営農組織や大規模法人による耕地利用が促進されることが想定される中で、土地利用調整をいかに図っていくか、行政、農協側にとっても重要な課題として取り組んでいく必要があるといえる。

ところで、例えば、市街地からもっとも離れた所に位置し、個別農家の耕作面積規模も比較的大きい⑨集落の場合には、兼業に傾斜しながらも個別農家が長らく維持されてきたことから、集落営農組織の形態も全戸出役型の性格を帯びている。同じA地区にありながらも、集落営農組織としての性格が地域毎に異なる性格を持っているのである。こうした組織としての性格差が、組織間での耕地利用調整上の問題をさらに複雑する可能性があるといえる。最後にこの点について、整理しておきたい。

第Ⅱ-1-21表は、営農組織別にみた地代（ないし土地利用料）および管理料の水準について示したものである。これでわかるように、耕地を提供した農家の受け取り額（地代のほか自らの耕地の管理等作業を行うことに対し支払われる作業料）は、組織によってかなり異なっている。

設立が早く現在は事実上3戸の共同経営である大規模法人のe法人の場合は、10a当たりの支払い金額が2万円程度であるに対して、それ以外の集落営農組織の場合には、c組合がe法人の水準に近いほかは、組織組合員への収益還元としての意味合いもあり、3万円前後と高めの支払い水準となっている。営農組織間の耕地利用調整を行う際には、作業効率を図るための圃場の面的な調整にとどまらず、こうした土地利用に関わる支払い額の差ならびにそれら支払いの基礎となっている作業内容の差にも配慮した対応に留意することが必

要となる。

第Ⅱ-1-21表 営農組織別にみた地代・土地利用料、管理費等

(単位:円/10a)

組織名称	(A) 地代・ 土地利用料	(B) 管理料等				(A) + (B)
			水管理	畦畔管理	その他 (施肥等)	
e法人	13,000未満	8,000	4,000	4,000	—	21,000未満
c組合	12,000	10,000	(区 分 な し)			22,000
d組合	12,800	15,000	8,000	5,000	2,000	27,800
b組合	12,800	20,000	5,000	5,000	10,000	32,800
a組合	17,000	18,000	(区 分 な し)			35,000

資料:実態調査結果による。

(香月 敏孝)

(2) 農家と担い手の将来動向

A地区では、すでに組織経営体間の耕地利用をめぐる競合関係が現れているが、今後引き続き農家のリタイアが進行するならば、どの程度の農地が流動化するのであろうか。各集落において、今後10年以内に起こるであろう農家のリタイアをヒアリングし、その結果から農業リタイアと農地流動化の予測を試みた(第Ⅱ-1-22表)。実態調査結果からは、10年以内に全体で124戸の農家のうち34戸が離農し、154haの農地のうち37ha(24%)が流動化すると見込まれる(数値は調査した生産組合のみの集計である)。1995～2005年の10年間には農家の農地が116ha(34%)減少し、流動化したことと比較すると、全体では大きな流動面積ではない。(なお、同表で⑧集落の販売農家の農地面積が1995年から2005年に33haも減少しているが、これは1993年に設立されたa組合が2000年センサスから農家以外

第Ⅱ-1-22表 今後10年以内の農地移動の予測

(単位:戸、ha、%)

集落・生産組合		①-1	③	④	⑥	⑤	⑧	⑨-1～2	⑨-4	合計
現在	農家数	7	7	9	10	15	34	22	20	124
	農家耕作面積 (A)	4	11	11	15	18	38	28	29	154
今後 10年間	離農農家数	1	4	3	0	5	3	11	7	34
	農地流動面積 (B)	1	7	3	0	6	4	9	7	37
	うち集落営農組織外	1	7	3	0	—	—	1	1	12
	増減面積割合(B)/(A)*100	-18.9	-58.0	-26.6	—	-33.9	-11.2	-32.7	-25.6	-24.0
10年後	農家数	6	3	6	10	10	31	11	13	90
	農家耕作面積	3	5	8	15	12	34	19	22	117
集落営農組織等		e法人				d組合	a組合	b組合	c組合	合計
現集積面積		94				21	42	50	28	235
拡大可能面積		26～				9～	8	50	7	100～
センサス集落		①	③	④	⑥	⑤	⑧	⑨		A地区
農林業 センサス 販売 農家	1995年経営面積 (C)	28	14	24	18	19	51	107		343
	2005年経営面積	17	12	13	15	17	18	87		227
	95～05増減面積 (D)	-11	-2	-12	-2	-2	-33	-20		-116
	95～05増減率 (D)/(C)*100	-39.8	-17.1	-48.0	-13.6	-11.7	-65.5	-19.1		-33.8

資料:政策研調査、農林業センサス。

注: ラウンドの関係で各数値の計と「合計」が一致しない。

の事業体として捕捉されるようになったためと見られる。)

ここで問題は、こうした農家のリタイアが見込まれる中で、その受け手が存在するかどうかである。離農農家の農地面積を集落・生産組合別に見ると、⑤集落では6ha（うち集落営農組織構成員外、なし）、⑧集落の⑧第1および第2生産組合では4ha（同、なし）、⑨集落の⑨第1から第3生産組合では9ha（同1ha）、⑨第4生産組合では7ha（同1ha）である。集落営農組織が設立された集落では、リタイア農家のほとんどは構成員であり、構成員外の農家の流動面積は少ない。各集落営農組織は、集落内をメインに規模拡大を考えており、構成員外から新たに出される農地は集落営農組織に借地されるものと考えられる。それが集落営農組織の集積面積の増加になると見込まれる。各組織の今後の規模拡大可能面積から見ると、受けることが可能な面積である。

むしろ問題となるのは、構成員のリタイアに伴って、組織の農作業や水田管理作業の担い手が減少することであろう。現在よりも少ない人員で、拡大した農地を耕作しなければならないのであり、それに対応可能な人員が確保されるかどうかの問題である。組織として行う機械作業や一般作業の担い手を確保できるかどうか、そしてリタイアした農家の農地の管理作業を代替する者を確保できるかどうかである。現在のオペレータ従事者は30歳代から60歳代までの人であり、オペレータ作業に支障はないと考えられる。一般作業についても同様であろう。水田管理作業の担い手も、この程度の面積であれば確保できるものと見られるが、今後さらに管理作業の担い手が減少することになると、その確保が課題となってくるのではないかと思われる。

集落営農組織が未設立の集落では、e法人等が受け手となると想定される。調査集落についてみると、11haの農地が流動化するが、e法人の拡大可能面積から見ると、その流動化面積は受けることが可能な面積と考えられる。e法人では水管理や水田管理作業を地主に委託しているが、この新たな流動化は、そうした作業が困難な地主の農地が増加することでもあり、そうした作業者の確保はe法人にとっては集落営農組織に増して大きな課題になると考えられる。

他方で、それら担い手不在の集落では、e法人が一手に受け手になるとは限らず、地区外の大規模法人による入り作の増加も予想される。そのため入作者間の競合の強化も見込まれ、農地利用の調整が課題になるとと思われる。

（小野 智昭）

4. 砺波市A地区における農業再編の方向

（1） 組織経営体の立地と農地流動化

砺波市A地区の9集落のうち、市街地からある程度距離のある5集落は市街地近くの集落ほど混住化が進んでおらず、農地がまとまって残っている。このうちの4集落には、集落営農組織4組織と大規模企業法人1社が立地している（大きな1集落に2つの集落営農組織が

立地し、他の3集落にはそれぞれ1組織が立地している)。残り1つの集落では、農業後継者がいる兼業農家11戸が営農していることもあって(11戸の経営面積合計が15ha)、集落営農組織が設立されず、入り作も比較的少ない(3haのみ)。集落営農組織が設立されている3集落では、集落内の農家が組織へ参加し、農業後継者のいない高齢農家からの農地の組織による引き受けが進展しており、いずれの集落営農組織にも農地が集積されつつある。

他方で、市街地近くの人口が多く混住化が進展している4集落では、大規模な個別経営が立地していないだけでなく(経営面積3ha強の認定農業者1戸がある)、集落営農組織も立ち上げられておらず、農業後継者のいない個別農家が高齢化により離農する中で、入作者による農地の引き受けが増加している。入作者の内訳は、地区内の大規模法人e法人、地区内の集落営農組織に加えて、他地区の大規模個別経営、大規模法人である。

(2) 農地の利用調整機能の整備

集落営農組織が設立された集落にあっても、組織の立ち上げは、一番早いもので2005年であり、組織が立ち上げられるまでは、集落内のリタイア農家からの農地の引き受け手は地区内の大規模法人e法人(1978年設立)か地区外からの入作者であった。しかし、集落営農組織が立ち上げられてからは、離農者は集落内の集落営農組織に農地を預ける傾向がみられる。また、新たに預けられる農地だけでなく、以前から大規模法人等に預けられていた農地でも、利用権の更新時に、そうした従来の引き受け手から集落営農組織へ預け替えがみられる。こうした動きは、地区内の大規模企業法人側からみれば、規模拡大を制約するものであり、不本意なものであるが、仕方がない流れとして受け止められている。また、立ち上げられた集落営農組織のうち2組織では、すでに周辺集落での農地の引き受けも始めており、こうした動きも、地区内の大規模法人の規模拡大に向けた動きと競合する関係にある。

市街地近くの集落営農組織が設立されていない集落では、集落内に農地の受け手がおらず、地区内外の入作者による農地の引き受けが増加している。しかし、こうした入作者による農地利用の調整は現在のところ特段行われていない。また、これら4集落では、将来的にも集落全体で組織を立ち上げる展望が開けておらず、農家のリタイアも加速する見込みであることから、こうした入作者間の農地の引き受けに関する競合関係は、今後、強まっていくものと思われる。

A地区全体では、今後、リタイア農家からの引き受け手を求める農地が拡大することが見込まれる。集落営農組織や大規模法人が立地する集落では、それらが農地の引き受け手になることが予想される。一方、そうした担い手が不在の集落では、規模拡大意向のある集落営農組織と大規模企業法人、地区外からの入作者による農地の引き受けに関する競合関係が強まることが予想される。農地の引き受け手間の関係を悪化させない形で、地域農業を維持・発展させていくためには、農地利用調整が必要であるが、農地流動化が集落を越えて発生するのであるから、集落を越えたより広域での農地の利用調整を行える機能の整備が必要と考えられる。例えば、広域での土地持ち非農家も含めた農用地利用改善団体

の立ち上げと、その場での利用調整のための話し合いが必要と考えられる。その場合、集落内の農地を誰に預けるのかについての合意を形成することが大きな鍵になると考えられる。例えば、集落内で、10年後、20年後の集落内の農業について話し合い、集落内に農地の引き受け手を見いだせない場合には、集落外の担い手に引き受けてもらう必要があることを認識したり、集落内の農地の維持・管理に関して後継者世代の意見を集約することも有効と思われる。

（３） 大規模企業法人の規模拡大、集落営農組織の経営発展

大規模法人のe法人は、既に経営の持続性が確保されているものの、周囲の集落で集落営農組織が立ち上げられたことから、これまでのようなペースでの規模拡大が難しい状況となっている。今後、この法人の経営発展を確保していくためには、集落営農組織が立ち上げられていない集落において、こうした持続性の高い組織を特定農業法人として位置付ける合意を形成するなど、まとまった単位での農地の引き受けが促進されるような環境を整備していく必要がある。

これに対して、集落営農組織では、農業機械の共同化、オペレータへの機械作業の集約が進んでいる。60歳代、50歳代のオペレータを中心としつつも30・40歳代もいて、人材が確保されている。全戸出役型をできるだけ維持する方向であるが、機械作業については、a組合は60歳代の専業農家を中心とする状態であり、またb組合は4人程度の若い専従者に集中させたい意向である。個別農家の機械の処理と組織での機械の所有が進んでいるが、兼業農家が兼業の合間に機械作業を行えるよう機械装備が経営面積に対してやや過剰な傾向がみられ、生産性の向上の面でもまだ課題を残している。今後、若い専従者に機械作業を集中する場合には、給与を支払えるよう、機械作業のオペレータへの集約をさらに進めるとともに、周年就業のために施設園芸や多角部門を導入していく必要がある。また、生産性については、こうした取組を行うことで、自ずと組織の経営もより効率化・安定化するものと考えられるが、経営の安定化の観点からは、より地主から作業実施者への収益の配分のシフトが必要になってくるものと考えられる。

（４） 散居集落特有の課題への対応

近年、後継者のいない農家の散居住宅跡地が増加しており、害獣の住处として獣害の要因となるだけでなく、農地の集約、作業の効率化の面でも阻害要因となっている。

しかし、こうした散居住宅跡地を水田に転換すると、農地法上、「農地開発」扱いになってしまうため、十分な対応ができずにいる。今後も後継者のいない農家の住宅跡地が増加することが見込まれていることを踏まえれば、こうした富山県砺波市のような散居集落地帯においては、現在、東日本大震災の被災地で導入が検討されている農地と宅地の一体的な再編の仕組みを応用して、効率的な営農を阻害したり、獣害の要因となる散居住宅跡地を水田化していく必要性も増加していくものと考えられる。

（吉田 行郷）